

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷三丁目25番18号

トランス・コスモス株式会社

代表取締役社長 奥 田 昌 孝

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、議決権行使書用紙記載の当社議決権行使サイトにアクセスし電磁的方法により行使いただくか（3頁ご参照）いずれかの方法により議決権を行使いただくことができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区北青山三丁目6番8号
青山ダイヤモンドホール1階 ダイアモンドルーム
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項 (1) 平成18年3月31日現在の貸借対照表、第21期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）損益計算書および営業報告書ならびに定款授權に基づく取締役会決議による自己株式の買受け報告の件
(2) 平成18年3月31日現在の連結貸借対照表および第21期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

決議事項

- 第1号議案 第21期利益処分案承認の件
- 第2号議案 資本準備金減少の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役12名選任の件
- 第5号議案 監査役2名選任の件
- 第6号議案 会計監査人選任の件
- 第7号議案 信託型ライツ・プラン導入のための新株予約権を発行する件

4. 修正事項の通知方法

本招集ご通知添付書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、当社ホームページ (<http://www.trans-cosmos.co.jp/ir/>) において、その旨掲載しますので、あらかじめご了承ください。

以上

【電磁的方法により議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使くださいませよう、お願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使サイトURL】

<http://www.webdk.net>



バーコード読み取り機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成18年6月28日（水曜日）24時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されますようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによつて、複数回数、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

以上

【電磁的方法による議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

インターネットにアクセスできること。

パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 5.5以上またはNetscape 6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。

携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。

（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

(Microsoft®は、米国 Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。

Netscapeは、米国およびその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。)

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいませよう、お願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】 ☎ 0120-186-417（24時間受付）

【議決権電子行使プラットフォームについて】

今期より、管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、(株)ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」（いわゆる東証プラットフォーム）のご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

営業報告書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過および成果

当期のわが国経済は、原油価格の高騰や海外経済の動向などのリスク要因はあるものの、企業収益の改善、製造業を中心とした設備投資の増加傾向が雇用の質的改善と拡大へと繋がった結果、家計部門の所得増加に結びつく好循環となり、内需主導の回復が続きました。一方、企業はコア業務以外は積極的にアウトソーシングを活用する傾向にあります。契約更新時期を迎えた現状維持型のITサービスは、内容や価格の見直しが続いております。しかしながら、企業の「スピードと売上拡大」、「コスト削減」、「顧客満足度の向上」などにつながる付加価値型ITサービスにおいては依然高いニーズがあり、当社にとってはさらなる受注機会の拡大ととらえております。また、DSL / 無線LAN / 光ファイバーの活用により、個人や家庭のIT環境は、ますます高度化し、さらに、デジタルカメラや電子マネー、テレビ電話といった機能を装備する携帯電話の急激な普及は、企業と消費者の関係が直接的かつ豊かなものとなり、重要なコミュニケーションチャネルとなっております。

当社グループの情報サービス事業は、デジタルマーケティングサービス、コールセンター / コンタクトセンターサービス、サポートデスクサービス、システム開発 / 設計サービス、中国オフショア開発サービスなどのアウトソーシング需要に対し、お客様企業の売上増大とコスト削減、マーケティングの効率化、顧客満足度の向上を実現するサービスメニューをご提供しています。

こうした中、消費者の生の声をベースにしたインタラクティブなWebサイトの制作業務、お客様企業のニーズに合致した最適なインターネット広告サービスなどのデジタルマーケティング関連サービスは、引き続き急拡大し、前期比59.5%増収の15,899百万円となりました。

コールセンター / コンタクトセンター業務も新規受注の獲得および業務拡大をうけ、引き続き売上高を拡大しております。サポートデスク業務においても、業界を問わず、お客様企業内の戦略系システム、基幹系システムの定着 / 浸透 / 安定運用や、社員教育、IT資産管理、さらにはERPの運用サービスを行うアプリケーションマネジメントサービスをご提供し、売上高は増加しました。

また、コーポレートベンチャーキャピタル事業においては、従来から当社で行っていた投資事業も新たにコーポレートベンチャーキャピタル事業と位置付け、主たる事業として売上高、売上原価にそれぞれ総額で計上する会計処理方法に変更しております（前連結会計年度までは営業外損益で処理）。この変更に伴う増加と前期を上回る保有株式の一部売却を行った結果、売上高、営業利益ともに大幅に増加いたしました。

以上のような状況のもとで、当期の連結売上高は106,468百万円と前期に比し、14,569百万円、15.9%の増収となり、連結営業利益は8,001百万円と前期に比し、3,005百万円、60.1%の増益となりました。連結経常利益は持分法による投資損失を1,248百万円計上したことにより6,687百万円と前期に比し、944百万円、12.4%の減益となりました。連結当期純利益は投資有価証券売却益を3,154百万円計上したことにより、6,669百万円と前期に比し、1,821百万円、37.6%の増益となりました。

なお、事業の種類別セグメントの状況については、以下のとおりであります。

平成17年4月以降、当社における有価証券売却に関する会計処理を変更したことにより、コーポレートベンチャーキャピタル事業として区分を一部変更しております。なお、以下の記載において前連結会計年度の金額を新区分に組み替えたものと比較しております。

情報サービス事業については、前期に引き続き、主力サービスであるマーケティングチェーンマネジメントサービス事業を中心に受注が好調であったことから、売上高は99,859百万円と前期に比し、11,463百万円、13.0%の増収となりました。営業利益については、9,102百万円と前期に比し、702百万円、8.4%の増益となりました。

コーポレートベンチャーキャピタル事業については、前期を上回る保有株式の一部売却を行った結果、売上高は6,609百万円と前期に比し、422百万円、6.8%の増収となりました。営業利益についても、5,405百万円と前期に比し、1,506百万円、38.6%の増益となりました。

(2) 企業集団の対処すべき課題

当期のわが国経済は、内需・外需ともにバランス良く成長した結果、企業の設備投資および個人の消費は緩やかではありますが増加し、景気は順調に回復しております。反面、原油高の高騰が続いた場合、国内経済への不安定要素に広がる可能性もあります。

当社を取り巻く事業環境、特にお客様企業の事業戦略は、「従来の全機能を自社で所有しすべての業務を正社員が行う」というインソーシング主義から「事業のコアコンピタンスへの集中を進める一方で契約社員・派遣社員比率の増加やアウトソーサーの利用促進」というアウトソーシング主義に変化しつつあります。こうした事業環境の変化はアウトソーサーへの受注機会の拡大をもたらす一方、当社も正社員と契約・派遣社員とのミッション分離、付加価値の高いサービスの提供を行える高収益体質の確立が求められています。

当社を取り巻く技術的環境としては、ブロードバンドの利用者数がDSL加入者を中心に2,700万人を越え、また、携帯電話の加入者数も9,000万人を超えトラフィック量も増加の一途をたどるなど、社会のIT環境が今後も急速に変化していくことから、アウトソーシングサービスにおいても新たな需要が発生していくものと考えております。さらに、お客様企業において社内で行われるコールセンター/コンタクトセンター業務、Webやモバイルなどを活用したマーケティング業務、システム開発業務、アプリケーションマネジメント業務などのアウトソーシング需要も増加するものと考えております。

このような中、お客様企業の売上増大とコスト削減、マーケティングの効率化、顧客満足度の向上を実現するサービスメニューの継続的な拡充が必要です。当社は、インターネット広告やWeb構築などを含むデジタルマーケティングサービス、コールセンター/コンタクトセンターサービス、サポートデスクサービス、システム開発、設計サービスの各分野において高付加価値サービスの開発提供を経営課題と認識しております。

このような考えのもと、当社経営の基本理念である『お客様の満足の大きさが我々の存在価値の大きさであり、ひとりひとりの成長がその大きさと未来を創る。』を全社一丸となって実践し、当社グループの成長によって株主価値を高めるとともに、お客様企業、社員、社会に貢献する所存であります。

株主の皆様におかれましては、何卒今後とも、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 企業集団の資金調達状況

当期中に実施いたしました設備投資などの所要資金は、自己資金を充当いたしました。なお、当期におきましては、一部連結子会社において、運転資金の借入を行った他、重要な資金調達は行っておりません。

(4) 企業集団の設備投資状況

設備投資につきましては、沖縄県那覇市に新設いたしましたマーケティングチェーンマネジメントセンター那覇の設立及び新規事業の受注に伴うコールセンター/コンタクトセンター設備の新設や増設等であります。
この結果、設備投資額は、5,204百万円となりました。

(5) 企業集団および当社の営業成績および財産の状況の推移

企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 18 期 平成15年 3 月期	第 19 期 平成16年 3 月期	第 20 期 平成17年 3 月期	第21期(当期) 平成18年 3 月期
売 上 高 (百万円)	71,072	77,918	91,898	106,468
経 常 損 益 (百万円)	9,954	2,065	7,631	6,687
当 期 純 損 益 (百万円)	9,898	952	4,847	6,669
1 株当たり当期純損益 (円)	405.75	39.34	211.33	297.94
総 資 産 (百万円)	64,760	71,136	86,915	88,293
純 資 産 (百万円)	49,549	54,084	57,133	58,365
1 株当たり純資産 (円)	2,031.03	2,329.80	2,510.99	2,612.93

- (注) 1. 当社は第20期から旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2に規定する連結計算書類を作成しております。
2. 1株当たり当期純損益は期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出し、1株当たり純資産は期末発行済株式数から期末自己株式数を控除した株式数により算出しております。
3. 第18期は世界的な株価低迷の影響を受け、ベンチャーキャピタル事業分野において営業投資有価証券の評価減を計上したことにより、経常損失および当期純損失となりました。
第19期はマーケティングチェーンマネジメントサービス事業において新規案件を獲得した結果、売上高が増加し、さらに原価改善策の成果もあり経常利益および当期純利益ともに増加いたしました。
第20期はデジタルマーケティング関連サービスの成長等により売上高が増加し、また、保有株式の一部売却により経常利益も増加いたしました。
第21期(当期)の業績の概要については、「(1)企業集団の営業の経過および成果」に記載のとおりであります。

当社の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 18 期 平成15年 3 月期	第 19 期 平成16年 3 月期	第 20 期 平成17年 3 月期	第21期(当期) 平成18年 3 月期
売 上 高 (百万円)	57,388	65,360	79,798	95,252
経 常 利 益 (百万円)	2,600	4,347	6,784	8,697
当 期 純 損 益 (百万円)	23,280	3,359	3,126	4,707
1 株当たり当期純損益 (円)	954.27	140.56	136.23	210.24
総 資 産 (百万円)	60,685	69,345	83,928	77,253
純 資 産 (百万円)	51,783	57,550	60,341	56,919
1 株当たり純資産 (円)	2,122.60	2,479.25	2,652.01	2,548.17

(注) 1. 1株当たり当期純損益は期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出し、1株当たり純資産は期末発行済株式数から期末自己株式数を控除した株式数により算出しております。

2. 第18期は営業拡大のための営業要員の増強や新サービスの立ち上げに伴う先行投資を積極的に行った結果、経常利益は大幅な減益となりました。また、当期純損益につきましては、子会社株式や投資有価証券などの株式を中心に将来損失の発生が懸念される不安材料を一掃したため、多額の当期純損失を計上することになりました。

第19期はコールセンター/コンタクトセンター、デジタルマーケティング関連の新規案件を獲得した結果売上が増加し、さらに原価改善策の成果もあり経常利益および当期純利益ともに増加いたしました。

第20期はデジタルマーケティング関連サービスの成長等により売上高が増加し、また、保有株式の一部売却により経常利益も増加いたしました。

第21期(当期)はコールセンター/コンタクトセンター、デジタルマーケティング業務の新規受注の獲得及び業務拡大をうけ、引き続き売上高を拡大し、また、コーポレートベンチャーキャピタル事業においては、従来から当社で行っていた投資事業も新たにコーポレートベンチャーキャピタル事業と位置付け、主たる事業として売上高、売上原価にそれぞれ総額で計上する会計処理方法に変更しております。この変更に伴う増加と前期を上回る保有株式の一部売却を行った結果、売上高、経常利益ともに増加いたしました。

2. 会 社 の 概 況 (平成18年3月31日現在)

(1) 企業集団の主要な事業内容

マーケティングチェーンマネジメントサービス事業、開発サービス事業、サポートデスクサービス事業、事業開発投資事業

(2) 企業集団の主要な事業所等

当 社 本 社	東京都渋谷区渋谷三丁目25番18号
事 業 所 等	大阪、札幌、仙台、名古屋、和歌山、福岡
コールセンター/コンタクトセンター	東京、大阪、札幌、和歌山、宮崎、沖縄
海南総合テクノロジーセンター	和歌山
海 外 拠 点	米国 (ニューヨーク、シアトル、シリコンバレー、ロサンゼルス)、中国 (天津、上海)、韓国 (ソウル)

(3) 株 式 の 状 況

会社が発行する株式の総数	90,088,176株
発行済株式の総数	24,397,023株 (1単元100株)
株 主 数	20,901名 (うち単元株式を有する株主数20,806名)

(4) 大 株 主 の 状 況

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況		当 社 の 大 株 主 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率	持 株 数	出 資 比 率
奥 田 耕 己	3,739 ^{千株}	15.3 %	^{千株}	%
奥 田 昌 孝	2,955	12.1		
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,095	4.5		
平 井 美 穂 子	1,092	4.5		
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,082	4.4		
財 團 法 人 奥 田 育 英 会	876	3.6		
ビービーエイチ ルクス フィデリティ ファンズ ジャパン ファンド	576	2.4		
ザ チェース マンハッタン バンク エヌ エイ ロンドン	418	1.7		
日本証券金融株式会社	357	1.5		
ザ バンク オブ ニューヨーク ノントリ ー ティ ー ジャスデック アカウント	246	1.0		

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 出資比率は、小数第二位を四捨五入により表示しております。
 3. 当社の自己株式 (2,060千株) は、上記の表には含めておりません。

(5) 自己株式の取得、処分等および保有の状況

取得した株式

普通株式 1,582,241株

取得価額の総額 10,120,937千円

上記のうち、取締役会決議により買受けた株式

買受けを必要とした理由

機動的な資本政策を可能とするため

普通株式 1,580,400株

取得価額の総額 10,105,761千円

処分した株式

普通株式 1,166,394株

処分価額の総額 4,489,374千円

失効手続をした株式

該当事項はありません。

決算期末において保有する株式

普通株式 2,060,902株

(6) 新株予約権の状況

現に発行している新株予約権

発行決議の日	平成14年6月27日	平成15年6月27日	平成16年6月2日(注2)	平成16年6月29日	平成17年6月29日
新株予約権の数	1,061個	第1回1,136個 第2回 10個	5,171個	1,334個	1,478個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	106,100株	第1回113,600株 第2回 1,000株	1,172,579株	133,400株	147,800株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償	無償	無償

(注) 1. 旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権については、貸借対照表注記「6. 新株予約権等の状況」に記載しております。

2. ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（発行総額100億円）の新株予約権であります。

当営業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権

発行した新株予約権の内容

発行決議の日	平成17年6月29日
新株予約権の数	1,478個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	147,800株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき 4,540円
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日から平成23年6月30日まで
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 2) 新株予約権の割り当てを受けた者は、当社および当社子会社もしくは関連会社の取締役、監査役および従業員ならびに顧問の地位を失った場合、新株予約権返還事由が生じる事となり、当社に新株予約権を返還することとする。また、新株予約権の割り当てを受けた者が死亡した場合は、相続はできない。 3) その他の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の消却の事由および条件	<ol style="list-style-type: none"> 1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償にて消却することができる。 2) 当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができる。
有利な条件の内容	当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員ならびに顧問に対し新株予約権を無償にて発行する。

割り当てを受けた特定使用人等以外の者の氏名または名称ならびに割り当てを受けた新株予約権の数 当社取締役10名（合計215個）

氏名	割当数	氏名	割当数	氏名	割当数
奥田 耕 己	26個	後 藤 攻	23個	森 山 雅 勝	17個
船 津 康 次	26個	高 嶋 正二郎	20個	吉 岡 大 樹	17個
奥 田 昌 孝	26個	松 本 康 樹	20個		
谷 澤 寿 一	23個	石 見 浩 一	17個		

当社監査役 1 名（合計 4 個）

氏 名	割当数
上野山 芳 治	4個

当社顧問 1 名（合計 6 個）

氏 名	割当数
吉 峯 啓 晴	6個

割り当てを受けた特定使用人等の氏名または名称ならびに割り当てを受けた新株予約権の数 当社使用人（上位12名）

氏 名	割当数	氏 名	割当数
西 村 正 哉	14個	岡 本 浩 司	11個
貝 塚 洋	14個	三 宅 明	11個
多 田 真 之	14個	山 喜 和 彦	11個
牟 田 正 明	14個	梅 村 和 広	11個
川 瀬 勉	11個	清 水 一 洋	11個
宮 領 常 隆	11個	藤 元 伸 彦	11個

当社取締役および監査役の割当株式数のうち最も少ない数以上の割り当てを受けた関係会社の取締役および監査役

氏 名	割当数
石 岡 英 明	4個

特定使用人等に対し発行した新株予約権の状況

区 分	当社の使用人	当社の関係会社 の取締役	当社の関係会社 の使用人
新株予約権の数	1,241個	4個	8個
目的となる 株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる 株式の数	124,100株	400株	800株
付与した者の総数	389名	1名	2名

(7) 企業集団の従業員の状況
企業集団の従業員数

事業の種類別セグメント	従業員数	(臨時従業員数)
情報サービス事業	8,479名	(9,904名)
コーポレートベンチャーキャピタル事業	73名	
全社(共通)	249名	
合計	8,801名	(9,904名)

当社の従業員の状況

区分	男子	女子	計または平均
従業員数	4,318名	2,764名	7,082名
前期末比増減	+555名	+148名	+703名
平均年齢	30歳1ヵ月	27歳7ヵ月	29歳2ヵ月
平均勤続年数	4年5ヵ月	4年8ヵ月	4年6ヵ月

(注) 従業員数には臨時従業員等を含んでおりませんが、当期における臨時従業員等の平均雇用人員は5,705名であります。

(8) 企業結合の状況
重要な子法人等の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
Transcosmos Investments & Business Development, Inc.	US\$ 351,531千	100.0%	米国ベンチャー企業への投資事業および米国持株会社
株式会社Jストリーム	2,169百万円	44.8% (44.8%)	インターネットを利用したデータ配信サービス事業
ダブルクリック株式会社	1,866百万円	61.4% (61.4%)	インターネット広告におけるソリューションサービス事業
応用技術株式会社	1,205百万円	60.2% (17.2%)	GIS・製造業向けシステムインテグレーション事業
大宇宙信息創造(中国)有限公司	81,091千人民币	100.0% (100.0%)	中国における情報サービス事業

(注) 出資比率の括弧書(内数)は、当社の子会社が出資している間接所有分でありませ

企業結合の経過

当社の連結子法人等は当期中に15社増加し、1社減少いたしました。増加した主要な会社は、CIC Korea, Inc.、株式会社アスクドットジェーピーであり、減少した会社は、PointCast Japan, LLC.であります。

企業結合の成果

「(1) 企業集団の営業の経過および成果」に記載のとおりであります。なお、前述の重要な子法人等を含む連結子法人等は49社、持分法適用会社は21社であります。

(9) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高	借入先が有する当社の株式	
		持株数	出資比率
株式会社三井住友銀行	百万円 1,000	千株	%
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,000		

(10) 取締役および監査役の状況

役名	氏名	担当または主な職業
代表取締役 グループCEO ファウンダー	奥田 耕己	
代表取締役会長 兼 CEO	船津 康次	
取締役副会長	後藤 攻	
取締役副会長	谷澤 寿一	
代表取締役社長 兼 COO	奥田 昌孝	
取締役副社長	高嶋 正二郎	営業統括責任者
取締役副社長	松本 康樹	グループ戦略担当兼 Transcosmos Investments & Business Development, Inc. President
専務取締役	石見 浩一	マーケティングチェーンマネジメントサービス統括責任者
専務取締役	森山 雅勝	CIO・人事企画担当兼 BtoC 事業戦略本部長
社外取締役	吉岡 大樹	株式会社CIJソリューション取締役会長
常勤監査役	上野山 芳治	
監査役	谷村 昌彦	
監査役	日色 輝幸	
監査役	山本 勳	

- (注) 1. 監査役谷村昌彦および監査役日色輝幸の両氏は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
2. 当期中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
- (1) 石見浩一、森山雅勝および吉岡大樹の各氏は、平成17年6月29日開催の第20回定時株主総会において取締役に新たに選任され、就任いたしました。
 - (2) 専務取締役美澤臣一氏は平成17年6月29日付で退任いたしました。
 - (3) 山本勳氏は平成17年6月29日開催の第20回定時株主総会において監査役に新たに選任され、就任いたしました。

(11) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

当社および当社子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	98,700千円
上記のうち、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	94,000千円
上記のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	52,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額の区分をしておらず、実質的にも区分できないため、の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

当社は、平成18年2月14日開催の取締役会において下記のとおり株式の分割を決議いたしました。

- (1) 平成18年4月1日付をもって平成18年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を1株につき2株の割合をもって分割いたします。
- (2) 分割により増加する株式数 普通株式 24,397,023株
- (3) 配当起算日 平成18年4月1日

なお、前期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における1株当たり情報の各数値はそれぞれ以下のとおりであります。

前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,255.50円	1株当たり純資産額	1,306.46円
1株当たり当期純利益	105.66円	1株当たり当期純利益	148.97円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	97.38円	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	135.05円

(注) 本営業報告書中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

添付書類(2)

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	34,039,012	流 動 負 債	15,130,077
現金及び預金	7,955,640	買 掛 金	3,836,345
受 取 手 形	25,087	一年内返済予定長期借入金	2,000,000
売 掛 金	12,875,303	未 払 金	2,382,055
営業投資有価証券	11,529,042	未 払 法 人 税 等	210,694
商 品	11,055	未 払 消 費 税 等	651,990
仕 掛 品	134,624	未 払 費 用	2,490,358
貯 蔵 品	5,172	前 受 金	221,335
前 渡 金	91,308	預 り 金	596,523
前 払 費 用	525,060	繰 延 税 金 負 債	248,337
短 期 貸 付 金	300,000	賞 与 引 当 金	2,325,545
そ の 他	620,640	そ の 他	166,891
貸 倒 引 当 金	33,923	固 定 負 債	5,204,509
固 定 資 産	43,214,723	社 債	5,171,000
有形固定資産	2,939,363	預 り 保 証 金	11,200
建 物	890,780	そ の 他	22,309
構 築 物	279,619	負 債 合 計	20,334,586
車 両 運 搬 具	203	資 本 金	29,065,968
工 具 器 具 備 品	1,204,668	資 本 剰 余 金	23,217,772
土 地	564,092	資 本 準 備 金	15,069,145
無形固定資産	852,463	そ の 他 資 本 剰 余 金	8,148,626
ソ フ ト ウ エ ア	772,371	資 本 金 及 び 資 本 備 準 備 金 減 少 差 益	7,597,056
電 話 加 入 権	77,610	自 己 株 式 処 分 差 益	551,570
施 設 利 用 権	2,481	利 益 剰 余 金	9,570,420
投資その他の資産	39,422,896	当 期 未 処 分 利 益	9,570,420
投 資 有 価 証 券	1,391,127	株 式 等 評 価 差 額 金	5,355,716
関 係 会 社 株 式	26,427,645	自 己 株 式	10,290,728
関 係 会 社 出 資 金	145,757	資 本 合 計	56,919,149
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	10,790,000	負 債 及 び 資 本 合 計	77,253,735
繰 延 税 金 資 産	531,294		
差 入 保 証 金	2,221,793		
前 払 年 金 費 用	434,501		
そ の 他	947,478		
貸 倒 引 当 金	3,466,701		
資 産 合 計	77,253,735		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

添付書類(3)

損益計算書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

(単位：千円)

科		目		金 額	
経 常 損 益 の 部	営業 損益 の 部	営業収益			
		売上高			95,252,274
		営業費用			
		売上原価 販売費及び一般管理費	70,804,047 15,754,963		86,559,010
		営業利益			8,693,263
	営業 外 損 益 の 部	営業外収益			
		受取利息	29,610		
		受取配当金	98,767		
		その他の	116,750		245,127
		営業外費用			
支払利息		26,207			
為替差損 たな卸資産処分損 その他の		62,377 25,406 126,971		240,963	
	経常利益			8,697,428	
特 別 損 益 の 部	特別利益				
	投資有価証券売却益	148,654			
	関係会社株式売却益	795,859			
	関係会社清算差益	1,088			
	貸倒引当金戻入益	369,000			
	その他の	228		1,314,830	
	特別損失				
	固定資産除却損	136,561			
	固定資産減損損失	870,403			
	関係会社株式評価損	726,719			
ゴルフ会員権評価損 その他の	11,030 70,429		1,815,144		
税引前当期純利益			8,197,115		
法人税、住民税及び事業税	36,662				
法人税等調整額	3,452,994		3,489,657		
当期純利益			4,707,458		
前期繰越利益			4,862,962		
当期未処分利益			9,570,420		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準および評価方法
 - 子会社株式および関連会社株式
移動平均法に基づく原価法
 - その他有価証券（営業投資有価証券を含む）
 - 時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価のないもの
移動平均法に基づく原価法
 - なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、収益および費用の持分相当額を売上高および売上原価にそれぞれ総額で計上しております。
2. デリバティブ
 - 時価法
3. たな卸資産の評価基準および評価方法
 - 商品..... 総平均法に基づく原価法
 - 仕掛品..... 個別法に基づく原価法
 - 貯蔵品..... 最終仕入原価法
4. 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産..... 定率法によっております。ただし平成10年4月1日以降取得した建物（建物付属設備は除く）については定額法によっております。
なお、コールセンター設備の一部（器具備品等）については、経済的耐用年数（法定耐用年数の5割程度短縮）による定額法を採用しております。
 - 無形固定資産..... 定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
5. 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金..... 期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - 賞与引当金..... 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。
 - 退職給付引当金..... 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員
の平均残存勤務期間以内の一定年数
(5年)による定額法により費用処理
しております。

数理計算上の差異は、その発生時の
従業員の平均残存勤務期間以内の
一定年数(5年)による定額法により、
それぞれ発生翌期から費用処理する
こととしております。

6. リース取引の処理方法.....リース物件の所有権が借主に移
転すると認められるもの以外の
ファイナンス・リース取引につ
いては、通常の賃貸借取引に係
る方法に準じた会計処理によっ
ております。
7. ヘッジ会計の方法
(1) ヘッジ会計の方法.....繰延ヘッジ処理を採用しており
ます。
なお、金利スワップについて
は、特例処理の要件を満たす場
合には、特例処理を採用してお
ります。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象.....ヘッジ手段：金利スワップ取引
ヘッジ対象：借入金
- (3) ヘッジ方針.....当社内規に基づき、金利の変動
リスクをヘッジしております。
8. 消費税等の会計処理.....消費税および地方消費税の会計
処理は、税抜方式によっており
ます。

(会計方針の変更)

1. 従来、インターネット系技術ベンチャーの評価及び開拓・育成ノウハ
ウを当社事業の競争力の源泉として位置付けておりましたが、平成17年
4月以降、当社からの投資についても主たる事業として組織的に明確化
し、情報サービス事業とのシナジー効果により、コーポレートベンチャ
ー・ベンチャー・キャピタル事業として収益を追求する体制を強化したため、期首時点
において、「投資有価証券」(投資その他の資産)13,814,411千円を「営
業投資有価証券」(流動資産)に、「繰延税金負債」(固定負債)4,941,452千円を「繰延税金負債」(流動負債)に、それぞれ振替えてお
ります。これに伴い、当社のベンチャー・キャピタル事業における有価証
券売却に関する会計処理について、従来、有価証券の売却損益を純額で
営業外損益として計上しておりましたが、当営業年度より、有価証券の
売却額を売上高として総額で計上し、売却した有価証券の帳簿価額を
売上原価として計上する方法に変更いたしました。この結果、従来の方
法によった場合に比べ、売上高が6,149,077千円、売上原価が225,357千円、
売上総利益が5,923,720千円、営業利益が5,923,720千円、それぞれ増加
し、支払手数料(販売費及び一般管理費)が10,959千円、投資有価証券
売却益(営業外収益)が5,915,153千円、受取配当金(営業外収益)が
24,602千円、投資事業組合損失(営業外費用)が6,218千円、それぞれ減
少しております。
2. 当営業年度より「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損
に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9
日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準

適用指針第6号平成15年10月31日)を適用しております。これにより固定資産減損損失870,403千円を特別損失に計上したため、税引前当期純利益は同額減少しております。

なお、減損損失累計額については、当該資産の金額から直接控除しております。

貸借対照表 注記

1. 関係会社に対する短期金銭債権 480,916千円
 関係会社に対する短期金銭債務 919,237千円
 関係会社に対する長期金銭債権 10,933,790千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,125,952千円
3. 保証債務 853,650千円
4. 貸借対照表に計上した固定資産のほか各種コンピュータおよび各種事務用機器についてリース契約により使用しております。
5. 担保に供している資産 銀行預金 1,000千円
6. 新株予約権等の状況
 旧商法第280条ノ19の規定による新株引受権
 (平成18年3月31日現在)

株主総会決議日	平成13年6月28日
権利付与日	平成13年8月1日
株式の種類	普通株式
発行予定株数	74,500株
発行価額	1株につき4,165円

7. 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額 5,355,716千円

損益計算書 注記

1. 関係会社との取引高
 営業収益 1,456,658千円
 営業費用 7,010,897千円
 営業取引以外の取引高 277,772千円
2. 1株当たり当期純利益 210円24銭
3. 固定資産減損損失
 当社は、以下の資産について減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所
研修センター	土地及び建物	静岡県伊東市
福利厚生施設	土地及び建物	静岡県伊東市
研究施設	土地及び建物	和歌山県海南市

当社は、管理会計区分ごとに資産のグルーピングを行っております。グルーピングの単位である各事業本部においては、減損の兆候はありませんでしたが、上記の研修センター、福利厚生施設及び研究施設においては、稼働状況が著しく悪化しており、また、地価も大幅に下落しているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を固定資産減損損失(870,403千円)として特別損失に計上いたしました。

その内訳は、研修センター394,193千円(土地309,337千円、建物84,856千円)、福利厚生施設170,792千円(土地118,743千円、建物52,049千円)、研究施設305,417千円(土地194,812千円、建物110,605千円)であります。

なお、本社を含むより大きな単位の回収可能額は、正味売却価額により測定しており、土地及び建物については、不動産鑑定評価により評価しております。

添付書類(4)

利益処分案

(単位：円)

科 目	金 額	
(1) 当期末処分利益の処分		
当期末処分利益	9,570,420,357	
これを次のとおり処分いたします。		
利益配当金 (1株につき70円)	1,563,528,470	
取締役賞与金	3,000,000	1,566,528,470
次期繰越利益	8,003,891,887	
(2) その他資本剰余金の処分		
その他資本剰余金	8,148,626,994	
資本金及び資本準備金減少差益	7,597,056,361	
自己株式処分差益	551,570,633	
これを次のとおり処分いたします。		
その他資本剰余金次期繰越高	8,148,626,994	

独立監査人の監査報告書

平成18年5月18日

トランス・コスモス株式会社

取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 川田増三 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 新居伸浩 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、トランス・コスモス株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第21期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 会計方針の変更に関する意見は次のとおりである。
会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当営業年度より「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用している。この変更は新会計基準の適用に伴うものであり、相当と認める。
会計方針の変更に記載されているとおり、会社はベンチャーキャピタル事業における有価証券に関する会計処理を変更している。この変更は平成17年4月以降、会社からの投資についても主たる事業として組織的に明確化し、情報サービス事業とのシナジー効果により、コーポレートベンチャーキャピタル事業として収益を追求する体制を強化したことによるものであり、相当と認める。
- (3) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (5) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、旧商法の規定により指摘すべき事項はない。

後発事象

株式の分割に関する後発事象が営業報告書に記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第21期営業年度における取締役の職務の執行に関して各監査役からその監査の方法および結果の報告を受け、協議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人中央青山監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月19日

トランス・コスモス株式会社 監査役会

常勤監査役 上野山 芳 治 ㊟

監 査 役 谷 村 昌 彦 ㊟

監 査 役 日 色 輝 幸 ㊟

監 査 役 山 本 勳 ㊟

(注) 監査役谷村昌彦および監査役日色輝幸は、旧「株式会社」の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

添付書類(7)

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負債、少数株主持分及び資本の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	57,882,775	流 動 負 債	18,963,343
現金及び預金	21,802,649	買 掛 金	3,984,688
受取手形及び売掛金	16,927,704	短 期 借 入 金	14,570
営業投資有価証券	15,955,658	一年内返済予定長期借入金	2,000,000
有 価 証 券	325,264	未 払 金	4,088,178
た な 卸 資 産	623,521	未 払 法 人 税 等	292,931
繰 延 税 金 資 産	55,645	未 払 消 費 税 等	828,194
そ の 他	2,468,915	繰 延 税 金 負 債	553,105
貸 倒 引 当 金	276,582	前 受 金	404,454
固 定 資 産	30,410,614	賞 与 引 当 金	2,473,711
有形固定資産	8,398,228	そ の 他	4,323,509
建物及び構築物	3,785,950	固 定 負 債	6,362,075
車両及び運搬具	14,385	社 債	5,171,000
工具器具備品	3,277,625	長期借入金	29,167
土地	1,134,673	繰 延 税 金 負 債	965,212
そ の 他	185,592	退職給付引当金	132,542
無形固定資産	2,355,373	預 り 保 証 金	11,200
連結調整勘定	216,720	そ の 他	52,953
そ の 他	2,138,653	負 債 合 計	25,325,419
投資その他の資産	19,657,012	少 数 株 主 持 分	4,602,253
投資有価証券	5,243,217	資 本 金	29,065,968
関係会社株式	6,440,147	資 本 剰 余 金	23,217,772
出 資 金	23,800	利 益 剰 余 金	2,768,157
関係会社出資金	44,835	株 式 等 評 価 差 額 金	8,632,917
長期貸付金	1,075,776	為 替 換 算 調 整 勘 定	4,971,630
繰 延 税 金 資 産	2,821,936	自 己 株 式	10,290,728
差 入 保 証 金	2,978,337	資 本 合 計	58,365,717
前 払 年 金 費 用	444,413	負 債、少数株主持分及び資本合計	88,293,389
そ の 他	940,190		
貸 倒 引 当 金	355,642		
資 産 合 計	88,293,389		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

添付書類(8)

連結損益計算書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

(単位：千円)

科		目	金	額
経常	営業損益の部	営業収益		106,468,073
		売上高 営業費用	78,207,355 20,259,044	98,466,400
		売上原価 販売費及び一般管理費		
		営業利益		8,001,673
損益の部	営業外損益の部	営業外収益		
		受取利息	59,116	
		受取配当金	3,394	
		投資有価証券売却益	1,220	
		助成金収入	50,016	
		その他の	218,361	332,109
		営業外費用		
		支払利息	25,717	
		為替差損	154,202	
		持分法による投資損失	1,248,981	
		その他の	217,857	1,646,758
		経常利益		6,687,024
特別損益の部		特別利益		
		投資有価証券売却益	3,154,120	
		関係会社株式売却益	1,640,045	
		貸倒引当金戻入益	3,792	
		持分変動益	580,801	
		その他の	451,425	5,830,185
		特別損失		
		固定資産除却損	184,927	
		固定資産減損損失	970,403	
		投資有価証券売却損	648	
		関係会社株式評価損	101,930	
		連結調整勘定償却額	58,476	
		持分変動損	475,413	
		ゴルフ会員権評価損	11,030	
その他の	209,860	2,012,690		
	税金等調整前当期純利益		10,504,519	
	法人税、住民税及び事業税	108,318		
	法人税等調整額	3,585,033	3,693,352	
	少数株主利益		141,381	
	当期純利益		6,669,784	

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子法人等の数 49社

主要な連結子法人等の名称は「(8) 企業結合の状況」に記載しているため、省略いたしました。

なお、当連結会計年度の連結子法人等の異動は次のとおりであります。
(新規)

- ・大宇宙情報系統（上海）有限公司（追加取得による重要性の増加）
- ・株式会社エクスペリエンス（平成17年4月26日付、設立）
- ・株式会社C03(平成17年9月21日付、設立)
- ・株式会社バンドワゴン（新規取得）
- ・大宇宙管鍵創信息咨询（上海）有限公司（平成17年8月3日付、設立）
- ・株式会社アスクドットジェーピー（追加取得による持分法適用会社からの変更）(旧株式会社アスクジープスジャパン)
- ・アバカス・ジャパン株式会社（新規取得）
- ・CIC Korea, Inc.（追加取得による持分法適用会社からの変更）
- ・Shine Harbour Ltd.（新規取得）
- ・株式会社フレックスインターナショナル（新規取得）
- ・Transcosmos Information Creative Holdings（平成18年1月6日付、設立）
- ・Access Markets International Partners, Inc.（重要性が増したことによる持分法適用会社からの変更）
- ・キャリアインキュベーション株式会社（重要性が増したことによる持分法適用会社からの変更）
- ・APPLIED TECHNOLOGY KOREA, INC.（重要性が増したことによる非連結子法人等からの変更）
- ・チームラボビジネスディベロップメント株式会社（平成17年6月13日付、設立）

(除外)

- ・PointCast Japan, LLC.（平成17年8月1日付、清算終了）

(2) 主要な非連結子法人等の名称等

大宇宙設計開発（大連）有限公司、transcosmos MCM Korea Co., Ltd.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子法人等は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 関連会社数 21社

主要な持分法適用会社の名称

ネットレイティングス株式会社、ピカム株式会社

なお、当連結会計年度の持分法適用会社の異動は次のとおりであります。

(新規)

- ・ピカム株式会社（平成17年9月7日付、設立）
- ・株式会社デジタルゴルフ（新規取得）
- ・Navinet, Inc.（新規取得）
- ・Damoim Co., Ltd.（新規取得）
- ・9Fruitsmedia, Inc.（新規取得）
- ・株式会社メタキャスト（新規取得）
- ・日本公共料金サービス株式会社（新規取得）
- ・産経デジタル株式会社（新規取得）

(除外)

- ・株式会社C&Tモバイルサポート（全保有株式売却）
- ・ソフトブレン株式会社（議決権比率の減少）
- ・株式会社アスクドットジェービー（追加取得により連結子法人等へ変更）
- ・CIC Korea, Inc.（追加取得により連結子法人等へ変更）
- ・株式会社ウェブクルー（議決権比率の減少）
- ・Access Markets International Partners, Inc.（重要性が増したことにより連結子法人等へ変更）
- ・キャリアインキュベーション株式会社（重要性が増したことにより連結子法人等へ変更）
- ・株式会社インフェイス

株式会社インフェイスは、当連結会計年度に解散が決議されたため、持分法による損益の取り込みを行わないこととしました。

なお、当連結会計年度に出資を行った、株式会社デジタルゴルフ、Navinet, Inc.、Damoim Co., Ltd.、9Fruitsmedia, Inc.、日本公共料金サービス株式会社の5社は、決算期が異なることから当連結会計年度に対応する期間がないため、また株式会社メタキャスト、産経デジタル株式会社の2社は、みなし取得日が期末日であるため、損益の取り込みは行っておりません。

- (2) 持分法を適用していない非連結子法人等（大宇宙設計開発（大連）有限公司他）は、当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。
- (3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の営業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、収益および費用の持分相当額を売上高および売上原価にそれぞれ総額で計上しております。

(2) デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

仕掛品.....個別法に基づく原価法

その他のたな卸資産.....主として総平均法に基づく原価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産.....当社および国内連結子法人等は主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）は定額法）を採用し、在外連結子法人等は主として定額法を採用しております。

なお、当社のコールセンター設備の一部（器具備品等）については、経済的耐用年数（法定耐用年数の5割程度短縮）による定額法を採用しております。

無形固定資産.....主として定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。また、市場販売目的のソフトウェアについては、販売開始後3年以内の見込販売数量を基準に償却しておりますが、その償却額が残存有効期間に基づく均等配分額に満たない場合は、その均等配分額を最低限として償却しております。

(5) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金.....債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金.....当社および国内連結子法人等は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

退職給付引当金.....当社および連結子法人等の一部において従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による定額法により、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(6) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子法人等の資産、負債、収益および費用は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は資本の部における「為替換算調整勘定」および「少数株主持分」に含めております。

(7) 重要なリース取引の処理方法

主としてリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

- ヘッジ会計の方法..... 繰延ヘッジ処理を採用しております。
なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合には、特例処理を採用しております。
- ヘッジ手段とヘッジ対象..... ヘッジ手段：金利スワップ取引
ヘッジ対象：借入金
- ヘッジ方針..... 内規に基づき、金利の変動リスクをヘッジしております。

(9) その他連結計算書類作成のための重要な事項

- 消費税等の会計処理..... 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

4. 連結子法人等の資産および負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

5. 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定の償却については、5年間または10年間で均等償却しております。なお、連結調整勘定の効果が見込まれない状況が発生した場合には、相当の減額を行っております。

(会計方針の変更)

1. 従来、インターネット系技術ベンチャーの評価及び開拓・育成ノウハウを当事業の競争力の源泉として位置付けておりましたが、平成17年4月以降、当社からの投資についても主たる事業として組織的に明確化し、情報サービス事業とのシナジー効果により、コーポレートベンチャーキャピタル事業として収益を追求する体制を強化したため、期首時点において、「投資有価証券」（投資その他の資産）13,814,411千円を「営業投資有価証券」（流動資産）に、「繰延税金負債」（固定負債）4,941,452千円を「繰延税金負債」（流動負債）に、それぞれ振替えております。これに伴い、当社のベンチャーキャピタル事業における有価証券売却に関する会計処理について、従来、有価証券の売却損益を純額で営業外損益として計上しておりましたが、当連結会計年度より、有価証券の売却額を売上高として総額で計上し、売却した有価証券の帳簿価額を売上原価として計上する方法に変更いたしました。この結果、従来の方法によった場合に比べ、売上高が6,149,077千円、売上原価が225,357千円、売上総利益が5,923,720千円、営業利益が5,923,720千円、それぞれ増加し、支払手数料（販売費及び一般管理費）が10,959千円、投資有価証券売却益（営業外収益）が5,915,153千円、受取配当金（営業外収益）が24,602千円、投資事業組合損失（営業外費用）が6,218千円、それぞれ減少しております。

2. 当連結会計年度より「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日）を適用しております。これにより固定資産減損損失970,403千円を特別損失に計上したため、税金等調整前当期純利益は同額減少しております。

なお、減損損失累計額については、当該資産の金額から直接控除しております。

連結貸借対照表 注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 5,889,576千円
2. 担保に供している資産 銀行預金 1,000千円

連結損益計算書 注記

1. 1株当たり当期純利益 297円94銭
2. 固定資産減損損失

当社グループは、以下の資産について減損損失を計上いたしました。

用 途	種 類	場 所
研修センター	土地及び建物	静岡県伊東市
福利厚生施設	土地及び建物	静岡県伊東市
研究施設	土地及び建物	和歌山県海南市
コンテンツ配信システム	無形固定資産 (ソフトウェア)	東京都渋谷区

当社グループは、管理会計区分ごとに資産のグルーピングを行っております。グルーピングの単位である各事業本部においては、減損の兆候はありませんでしたが、上記の研修センター、福利厚生施設、研究施設及びコンテンツ配信システムにおいては、稼働状況が著しく悪化しており、また、土地については、地価も大幅に下落しているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を固定資産減損損失（970,403千円）として特別損失に計上いたしました。

その内訳は、当社所有の研修センター394,193千円（土地309,337千円、建物84,856千円）、福利厚生施設170,792千円（土地118,743千円、建物52,049千円）、研究施設305,417千円（土地194,812千円、建物110,605千円）、および当社の連結子会社である株式会社リッスンジャパン所有のコンテンツ配信システム100,000千円（無形固定資産）であります。

なお、本社を含むより大きな単位の回収可能額は、正味売却価額により測定しており、土地及び建物については、不動産鑑定評価により評価しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月18日

トランス・コスモス株式会社

取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 川田 増三 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 新居 伸浩 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、トランス・コスモス株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第21期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従いトランス・コスモス株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会計方針の変更に関する意見は次のとおりである。

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当営業年度より「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用している。この変更は新会計基準の適用に伴うものであり、相当と認める。

会計方針の変更に記載されているとおり、会社はベンチャーキャピタル事業における有価証券に関する会計処理を変更している。この変更は平成17年4月以降、会社からの投資についても主たる事業として組織的に明確化し、情報サービス事業とのシナジー効果により、コーポレートベンチャーキャピタル事業として収益を追求する体制を強化したことによるものであり、相当と認める。

後発事象

株式の分割に関する後発事象が営業報告書に記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

添付書類(10)

監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第21期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表および連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等および会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人中央青山監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成18年5月19日

トランス・コスモス株式会社 監査役会

常勤監査役 上野山 芳 治 ㊟

監 査 役 谷 村 昌 彦 ㊟

監 査 役 日 色 輝 幸 ㊟

監 査 役 山 本 勳 ㊟

(注) 監査役谷村昌彦および監査役日色輝幸は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

1. 議案及びその参考事項

第1号議案 第21期利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類（20頁）に記載のとおりであります。当期の利益配当金につきましては、業績に連動した配当性向を重視するという当社の配当方針に基づき、1株につき70円（前期比30円増配）とさせていただきますと存じます。また、取締役賞与金につきましては、取締役2名に対し、前期と同額の300万円を支給することといたしたいと存じます。

第2号議案 資本準備金減少の件

会社法第448条の規定に基づき、資本準備金15,069,145,062円の全額を取り崩してその他資本剰余金に振り替え、分配可能な剰余金の充実を図るとともに、自己の株式の取得など今後の機動的な資本政策に備え、財務戦略上の弾力性を確保させていただきたくご承認をお願いするものであります。なお、ご承認をいただいた場合の資本準備金減少の効力発生日は、平成18年8月1日といたしたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社が特定労働者派遣事業から一般労働者派遣事業へ事業展開を変更する際、併せて有料職業紹介事業を行うことといたしました。が、当時の職業安定法は、古物商と有料職業紹介事業の並存は禁じておりましたため、第18回定時株主総会のご承認により、当社の目的事項から「古物の売買」を削除いたしておりましたところ、平成15年法律第82号により、当該禁止事項が廃止されましたので、今回、「古物の売買」につき、目的事項に復活するものであります。（変更案第2条）
- (2) 銀行法等の一部を改正する法律（平成17年法律第106号）の施行に伴い、平成18年4月1日から銀行法が改正され、内閣総理大臣の許可をもって銀行および銀行代理業者からの委託または再委託を受けて銀行代理業を営むことができるようになりましたので、業務の拡大、金融業界に対する販路拡大を目的として、「銀行代理業」につき、目的事項に追加するものであります。（変更案第2条）
- (3) 当社は、平成18年4月1日をもって、1：2の割合による株式分割を行い、現在の発行済株式総数は48,794,046株となっております。また、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する不適切な買収を防止し、企業価値・株主共同の利益を確保し向上させるために、信託型ライツ・プランを導入し、新株予約権を発行することに備える目的で、当社の発行可能株式総数を増加させるものであります。（変更案第6条）
- (4) 株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する規定を新設するものであります。（変更案第15条）
- (5) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる体制を機動的に構築するとともに、剰余金の配当等を株主総会の決議のみならず取締役会の決議によっても機動的に実施できるようにするために取締役の任期を1年とするものであります。また、これに伴い剰余金の配当等の決定機関に関する規定を新設するものであります。（変更案第20条、変更案第39条）
- (6) 社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるようにするとともに、社外より独立性の高い優秀な人材を招聘しやすくするために、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を新設するものであります。（変更案第36条第2項）

- (7) (3)乃至(5)の他、「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことにより、定款条項中の商法の各条項の会社法への読み替え、規定の廃止等の変更を実施するものであります。
- (8) その他、上記変更にもとない、一部条数の調整等所要の規定整備を行うものであります。

2. 変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (記載省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。
1～28 (記載省略)	1～28 (現行どおり)
(新設)	29. 古物の売買
(新設)	30. 銀行代理業
29. 上記各項に関する一切の付帯業務	31. 上記各項に関する一切の付帯業務
第3条 (記載省略)	第3条 (現行どおり)
(新設)	(機関)
	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
	(1) 取締役会
	(2) 監査役
	(3) 監査役会
	(4) 会計監査人
第4条 (記載省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行する株式の総数)	(発行可能株式総数)
第5条 当社の発行する株式の総数は、9,008万8,176株とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、1億5,000万株とする。
(新設)	(株券の発行)
	第7条 当社の株式については、株券を発行する。
(自己株式の取得)	(削除)
第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の定めにより、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。	
(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)	(単元株式数および単元未満株券の不発行)
第7条 当社の株式は、100株をもって1単元とする。	第8条 当社の単元株式数は、100株とする。
2. 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。	2. 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。
ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。	ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の種類)</p> <p>第8条 当社の発行する株式の株券の種類は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第9条 当社の株主は（実質株主を含む。以下同じ）、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株式の名義書換、質権の登録および抹消、信託財産の表示および抹消、株券の失効および再交付、単元未満株式の買取り、その他株式に関する手続きおよびその手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 当社の名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿・実質株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および抹消、信託財産の表示および抹消、株券の再交付、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 当社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）・新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日) <u>第11条</u> 当社は、毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</p> <p>2. 前項のほか、株主(実質株主を含む。以下同じ)または登録質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>第12条 (記載省略)</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>第12条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(定時株主総会の基準日) <u>第13条</u> 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p>
<p>(招集者および議長) 第13条 (記載省略)</p>	<p>(招集者および議長) 第14条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p>	<p>(決議の方法) 第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 当社の株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>2. (記載省略)</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役、取締役会及び執行役員</p> <p>(員数)</p> <p>第16条 当社の取締役は、<u>12名</u>以内とする。</p>	<p>第4章 取締役、取締役会及び執行役員</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>14名</u>以内とする。</p>
<p>(選任)</p> <p>第17条 当社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2. (記載省略)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第19条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、<u>就任後2年内</u>の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(招集者および議長)</p> <p>第19条 (記載省略)</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p>
<p>第20条 (記載省略)</p>	<p>第22条 (現行どおり)</p>
<p>(決議)</p> <p>第21条 当社の取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p>(決議の省略)</p> <p>第23条 当社は、<u>会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>第22条 (記載省略)</p> <p>第23条</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p> <p>第25条</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任軽減等)</p> <p>第24条 当社は、<u>商法266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任軽減等)</p> <p>第26条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p>第25条 (記載省略)</p>	<p>第27条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第26条 当社の取締役の報酬および退職慰労金は、<u>これを区分して株主総会の決議をもって定める。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第28条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社の<u>から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p>
<p>第27条 (記載省略)</p>	<p>第29条 (現行どおり)</p>
<p>(選任)</p> <p>第28条 当社の監査役は、株主総会において<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p>	<p>(選任方法)</p> <p>第30条 当社の監査役は、株主総会において<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. (記載省略)</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(常勤監査役) 第30条 <u>監査役の互選により、常勤監査役を定める。</u>	(常勤監査役) 第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</u>
(招集通知) 第31条 (記載省略) (新設)	(招集通知) 第33条 (現行どおり) 2. <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>
第32条 ↳ (記載省略) 第33条	第34条 ↳ (現行どおり) 第35条
(監査役の責任軽減) 第34条 当社は、 <u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって監査役(監査役であった者を含む。)</u> の責任を法令の限度において免除することができる。 (新設)	(監査役の責任軽減等) 第36条 当社は、 <u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)</u> の損害賠償責任を、 <u>法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u> 2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>
(報酬および退職慰労金) 第35条 当社の監査役の報酬および退職慰労金は、これを区分して株主総会の決議をもって定める。	(報酬等) 第37条 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
第 6 章 計 算 (営業年度および決算期) 第36条 当社の <u>営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし営業年度の末日を決算期とする。</u>	第 6 章 計 算 (事業年度) 第38条 当社の <u>事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(<u>剰余金の配当等の決定機関</u>)</p> <p><u>第39条</u> 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によるほか取締役会の決議により定めることができる。</p>
<p>(<u>利益配当金</u>)</p> <p><u>第37条</u> 当社の利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払うものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(<u>剰余金の配当の基準日</u>)</p> <p><u>第40条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p>
<p>(<u>中間配当金</u>)</p> <p><u>第38条</u> 当社は取締役会の決議により毎年9月30日現在の最終の最終株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の配分をすることができる。</p>	(削除)
<p>(<u>配当金の除斥期間</u>)</p> <p><u>第39条</u> 利益配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。</p>	<p>(<u>配当金の除斥期間</u>)</p> <p><u>第41条</u> 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。</p>

第4号議案 取締役12名選任の件

第3号議案が承認可決されますと、取締役の任期は1年となり、取締役全員は本總會終結の時をもって任期満了となります。また、取締役の業務執行へのけん制および取締役会のさらなる監督強化のため、社外取締役2名を増員した取締役12名の選任をお願いするものであります。その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・地位および他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	おくだこうき 奥田耕己 (昭和12年1月9日生)	昭和41年6月 丸栄計算センター株式会社設立・代表取締役社長 昭和49年12月 株式会社関西丸栄計算センター代表取締役社長 昭和50年6月 和歌山丸栄計算センター株式会社代表取締役社長 昭和53年11月 株式会社インプット研究所代表取締役社長 昭和57年1月 群馬丸栄計算センター株式会社代表取締役社長 朝日エムケーシー株式会社(現アクセルキャリア株式会社)代表取締役社長 昭和57年4月 株式会社マリテック代表取締役社長 昭和59年6月 財団法人情報サービス産業協会常任理事 昭和59年10月 株式会社シーピーシー代表取締役社長 昭和60年6月 トランス・コスモス株式会社設立・代表取締役社長 平成7年9月 アンーナ・インタラクティブ株式会社(現株式会社エイ・ティー・インタラクティブ)代表取締役社長 平成7年12月 株式会社プライムス・コミュニケーションズ(現株式会社プライムス・ナレッジ・ソリューションズ)代表取締役会長 平成9年5月 株式会社ジェイストリーム(現株式会社Jストリーム)代表取締役社長 平成10年6月 当社取締役会長 平成10年9月 エンコンパス・グループ株式会社代表取締役 平成11年12月 株式会社イーベンチャーズ代表取締役社長 平成13年2月 朝日エムケーシー株式会社(現アクセルキャリア株式会社)代表取締役会長 平成13年6月 テクノブーク株式会社代表取締役 平成14年9月 当社代表取締役会長兼グループCEO 平成15年6月 代表取締役グループCEOファウンダー(現任)	株 3,739,400

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・地位および他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
2	ふな 船 つ 康 じ 次 (昭和27年3月18日生)	昭和56年4月 株式会社リクルート入社 平成7年12月 株式会社北海道じゃらん取締役 平成10年4月 当社入社、事業企画開発本部長 平成10年6月 常務取締役 平成11年6月 専務取締役、海外事業統轄補佐 平成12年4月 代表取締役副社長、総合営業本部、コンサルティング本部、各事業本部担当 平成12年11月 事業統括担当 平成13年4月 事業戦略本部兼人財戦略本部担当 テクノブーク株式会社代表取締役会長 平成13年9月 ベストキャリア株式会社代表取締役社長 平成14年4月 当社事業統括本部最高責任者兼人事担当 平成14年9月 代表取締役社長兼CEO 平成15年6月 代表取締役会長兼CEO(現任)	株 5,200
3	ご とう おさむ 後 藤 攻 (昭和17年12月2日生)	昭和40年4月 日本NCR株式会社入社 昭和47年5月 学校法人川崎学園入社 昭和49年1月 伊藤忠データシステム株式会社入社 昭和61年7月 伊藤忠テクノサイエンス株式会社入社 平成4年10月 シーティーシー・ファイナンシャルエンジニアリング株式会社代表取締役社長 平成12年4月 伊藤忠テクノサイエンス株式会社代表取締役社長 平成15年6月 同社相談役 平成16年5月 当社特別顧問 平成16年6月 取締役副会長(現任)	株 —

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・地位および他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
4	たに ざわ とし かず 谷 澤 寿 一 (昭和30年11月18日生)	昭和54年4月 丸栄計算センター株式会社入社 昭和60年6月 当社入社 平成9年6月 取締役CAD事業本部長 平成10年4月 常務取締役 平成12年4月 エンジニアリングソリューション事業本部担当 平成12年11月 専務取締役事業統括補佐 平成13年4月 事業戦略本部担当補佐 平成14年4月 事業統括本部担当(開発系関連事業および開発系生産子会社担当)兼バックオフィスサポート第二事業本部長 平成14年6月 事業統括本部副責任者 平成14年9月 取締役副社長 開発サービス事業担当兼開発業務担当 平成15年6月 トランスウェルネット株式会社代表取締役会長 平成16年4月 サービス統括責任者 平成16年6月 アクセルキャリア株式会社代表取締役会長 トランスコスモスシー・アール・エム和歌山株式会社代表取締役会長(現任) 平成17年4月 当社取締役副会長(現任)	株 100
5	おく だ まさ たか 奥 田 昌 孝 (昭和42年3月29日生)	昭和63年4月 当社入社 平成8年6月 取締役マーケティング本部副本部長 平成10年6月 常務取締役社長室担当 平成12年4月 代表取締役副社長 事業企画開発本部担当、海外事業本部副担当 平成12年12月 株式会社アスクジープスジャパン(現株式会社アスクドットジェービー)代表取締役 平成13年4月 当社社長室、事業推進本部担当、海外事業本部、経理財務本部兼管理サービス本部副担当 平成14年4月 事業開発本部最高責任者 平成14年6月 株式会社イーベンチャーズ代表取締役(現任) 平成14年9月 当社代表取締役副社長兼COO 平成15年6月 代表取締役社長兼COO(現任)	株 2,955,184
6	たか しま しょう じろう 高 嶋 正 二 郎 (昭和11年1月13日生)	昭和33年4月 日本計算機販売株式会社入社 昭和39年11月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成5年1月 住友金属情報システム株式会社代表取締役副社長 平成13年10月 当社顧問 平成14年6月 取締役 事業統括本部営業推進担当 平成14年10月 開発サービス事業本部付 平成15年4月 サポートデスクサービス事業部長 平成16年4月 専務取締役 営業統括責任者(現任) 平成17年6月 取締役副社長(現任)	株 一

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴・地位および他の法人等の代表状況	所有する当 社株式の数
7	いわ み こう いち 石 見 浩 一 (昭和42年1月10日生)	平成5年4月 味の素株式会社入社 平成13年3月 当社入社 平成14年6月 取締役事業開発統括本部副本 部長 平成14年10月 マーケティングチェーンマネ ジメントサービス事業本部サ ービス営業第一本部副本部 長、サービス営業第二本部副 本部長兼ウェブソリューション 事業部副事業部長 平成15年6月 常務取締役 マーケティングチェーンマネ ジメントサービス事業本部サ ービス本部長 平成16年4月 サービス統括副責任者兼マー ケティングチェーンマネジメ ントサービス総括責任者 平成16年6月 上席常務執行役員 平成16年9月 BPS株式会社代表取締役社長 (現任) 平成17年2月 大宇宙情報系統(上海)有限公 司董事長(現任) 平成17年3月 トランスコスモスシー・アール ・エム沖縄株式会社代表取 締役社長(現任) トランスコスモスシー・アール ・エム札幌株式会社代表取 締役社長(現任) トランスコスモスシー・アール ・エム宮崎株式会社代表取 締役社長(現任) トランスコスモスシー・アール ・エム和歌山株式会社代表 取締役社長(現任) トランスコスモステレマーケ ティング株式会社代表取締役 社長(現任) アクセルキャリア株式会社代 表取締役社長(現任) 平成17年4月 当社マーケティングチェーン マネジメントサービス統括責 任者(現任) 平成17年6月 専務取締役(現任) 平成17年8月 大宇宙當鍵創信息咨询(上海) 有限公司董事長(現任) 平成18年2月 CIC Korea, Inc. 代表理事兼 社長(現任) transcocosmos MCM Korea Co., Ltd. 代表理事兼社長(現任)	株 —

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴・地位および他の法人等の代表状況	所有する当 社株式の数
8	<p style="text-align: center;">もり やま まさ かつ 森 山 雅 勝</p> <p>(昭和45年 5 月21日生)</p>	<p>平成5年4月 プライスウォーターハウス コンサルティング(現日本アイ・ ビー・エム株式会社)入社</p> <p>平成9年2月 ジュミニ・コンサルティング ・ジャパン・インク入社</p> <p>平成11年8月 アーサー・D・リトル(ジャパ ン)株式会社入社</p> <p>平成12年6月 当社入社</p> <p>平成13年4月 社長室コーポレートストラテ ジー担当</p> <p>平成14年4月 経営企画本部長</p> <p>平成14年6月 取締役</p> <p>平成15年6月 常務取締役</p> <p>平成16年6月 上席常務執行役員管理統括責 任者兼経営企画本部長</p> <p>平成16年9月 ソフトバンクインベストメン ト株式会社執行役員戦略企画 本部担当兼ファンド投資本部 インキュベーション部長</p> <p>平成17年4月 当社上席常務執行役員人事企 画担当CIO</p> <p>平成17年6月 専務取締役CIO・人事企画担 当(現任)</p> <p>トランスコスモス&チームラ ボ株式会社(現チームラボビ ジネスディベロップメント株 式会社)代表取締役社長 (現任)</p> <p>平成17年9月 専務取締役CIO・人事企画担 当兼BtoC事業戦略本部長 (現任)</p> <p>平成17年11月 株式会社リッスンジャパン代 表取締役社長(現任)</p>	株 1,000

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴・地位および他の法人等の代表状況	所有する当 社株式の数
9	なが くら しん いち 永 倉 辰 一 (昭和39年1月7日生)	昭和61年3月 株式会社リクルート入社 平成10年6月 当社入社 Trans Cosmos USA, Inc. (現 Transcosmos Investments & Business Development, Inc.) 出向 平成16年6月 当社執行役員サービス開発本 部長兼 transcosmos U.S.A Inc. (現Transcosmos Investments & Business Development, Inc.)Vice President 平成16年8月 OneXeno Limited. Director (現任) 平成16年9月 Become, Inc. Director (現任) 平成17年2月 Donnerwood Media, Inc. Director (現任) 平成17年3月 Pheedo, Inc. Director (現任) CinemaNow Japan株式会社取 締役 (現任) 平成17年6月 トランスコスモス&チームラ ボ株式会社 (現チームラボビ ジネスディベロップメント株 式会社)取締役 (現任) エンコンパス・グループ株式 会社取締役 (現任) 株式会社イーベンチャーズ取 締役 (現任) 当社常務執行役員グループ戦 略担当 平成17年9月 上席常務執行役員事業開発投 資本部長 (現任) ビカム株式会社取締役 (現任) 平成18年3月 株式会社アスクドットジェー ビー取締役 (現任)	株 —
10	よし おか たい き 吉 岡 大 樹 (昭和15年9月16日生)	昭和38年4月 住友生命保険相互会社入社 平成7年7月 同社取締役埼玉業務開発部長 平成9年4月 同社常務取締役東京本社総合 法人第二本部長 平成11年4月 同社代表取締役専務 平成13年7月 同社代表取締役副社長 平成14年4月 同社取締役副社長執行役員副 社長 平成15年1月 住生コンピューターサービス 株式会社取締役会長 平成17年6月 当社社外取締役 (現任) 海輝科技 ジャパン株式会社取 締役会長 平成18年1月 株式会社CIJソリューション 取締役会長 (現任)	株 —

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・地位および他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
11	たか お きち ろう 高 尾 吉 郎 (昭和9年12月23日生)	昭和33年3月 日興証券株式会社(現株式会社日興コーディアルグループ)入社 昭和50年3月 同社和歌山支店長 昭和57年12月 同社取締役大阪支店事業法人部第一部長 昭和60年11月 同社常務取締役大阪地区担当兼大阪支店長 昭和63年8月 同社専務取締役営業企画担当 平成2年5月 同社副社長 平成3年6月 同社取締役社長 平成9年10月 同社顧問 平成12年6月 日本電通株式会社監査役(現任) 平成13年10月 株式会社日興コーディアルグループ顧問	株 —
12	かみ やま よう こ 神 山 陽 子 (昭和22年10月1日生)	昭和45年4月 株式会社ライオン社入社 昭和45年8月 株式会社日本リクルートセンター入社(現株式会社リクルート) 昭和60年8月 同社取締役 平成9年6月 同社常勤監査役 平成15年6月 びあ株式会社社外取締役 平成15年7月 有限会社ゲンパー代表取締役(現任) 平成15年10月 びあ株式会社取締役出版事業本部長	株 —

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 吉岡大樹、高尾吉郎および神山陽子の各氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役の候補者であります。

第5号議案 監査役2名選任の件

本株主総会終結の時をもって監査役谷村昌彦および山本勤の両氏が退任いたしますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

その候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・地位および他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	わた なべ かず し 渡 邊 和 志 (昭和14年9月25日生)	昭和63年2月 富坂警察署長 平成2年3月 警視庁捜査第一課長 平成3年7月 蒲田警察署長 平成5年9月 東北管区警察局公安部長 平成7年2月 警視庁生活安全部長 平成9年9月 警視庁退官 平成9年10月 ヤマト運輸株式会社営業戦略本部長 平成10年6月 同社取締役 平成13年6月 同社常務取締役 平成17年5月 株式会社損保ジャパン非常勤顧問(現任) 平成18年1月 当社顧問(現任)	株 —
2	なか むら とし あき 中 村 敏 明 (昭和16年10月9日生)	平成5年7月 国税庁長官官房主任国税庁監察官 平成8年7月 品川税務署長 平成9年7月 税務大学校東京研修所長 平成11年7月 渋谷税務署長 平成12年7月 渋谷税務署長退官 平成12年10月 テクノブーク株式会社税務顧問 平成16年4月 当社税務顧問(現任)	株 —

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 渡邊和志および中村敏明の両氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役の候補者であります。

第6号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であります中央青山監査法人は、本株主総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。会計監査人の候補者は次のとおりであります。

監査法人の名称	新日本監査法人
事務所の所在地	主たる事務所 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル その他の事務所 (国内) 札幌、函館、仙台、秋田、山形、福島、水戸、高崎、さいたま、千葉、横浜、新潟、長岡、富山、金沢、福井、甲府、岐阜、静岡、浜松、豊橋、名古屋、京都、大阪、神戸、松江、岡山、広島、高松、松山、福岡、宮崎、鹿児島、那覇 (海外) 海外駐在所21カ所 Ernst & Young Global 世界140カ国以上に駐在員派遣
沿革	昭和42年1月 監査法人太田哲三事務所設立 昭和60年10月 太田事務所と昭和監査法人が合併し、太田昭和監査法人設立 平成12年4月 太田昭和監査法人とセンチュリー監査法人が合併し、監査法人太田昭和とセンチュリー設立 平成13年7月 監査法人テイケイエィ飯塚事務所、高千穂監査法人と合併し、名称を新日本監査法人と改称 平成17年7月 監査法人大成会計社と合併
構成人員 (平成18年3月31日現在)	代表社員 324名 社員 213名 職員(公認会計士) 1,093名 (会計士補) 1,160名 (その他) 661名 <hr/> 合計 3,451名

第7号議案 信託型ライセンス・プラン導入のための新株予約権を発行する件

当社が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保または向上させることを目的として、新株予約権と信託の仕組みを利用したライセンス・プラン（以下「信託型ライセンス・プラン」といいます。）の一環として第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件に、会社法第236条および第238条の規定に基づき、以下の要領にて、新株予約権（第一回信託型ライセンス・プラン新株予約権）（以下「本新株予約権」といいます。）を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

一、特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

1. 当社における企業価値の向上の取組みについて

当社は、情報処理アウトソーシングビジネスの先駆けとして昭和41年に創業して以来、優れた「人」と最新の「技術」を融合し、より付加価値の高いサービスを提供するべく、コールセンター／コンタクトセンターサービス事業を中心に、顧客の多様なニーズと時代の変化に対応し、デジタルマーケティング事業、サポートデスクサービス事業、システム開発、設計サービス事業などの事業を展開してまいりました。

平成13年には、インターネットやブロードバンドの普及という環境変化を踏まえ、より顧客満足度の高いサービスを顧客に提供するべく、“Marketing Chain Management”と称する新たなコーポレートビジョンを提示いたしました。“Marketing Chain Management”とは、コールセンター事業のサポートによるコスト削減と、マーケティングの最適化・効率化による売上高増大という両面において、顧客に最大限の貢献を行う新しいマネジメントサービス事業です。すなわち、コールセンターのサポートサービスにおいて、顧客のコストの削減を実現するとともに、そのサポートサービスの過程において得られた消費者の生の声を集約・分析し、その分析結果を反映した次のプランニングを行い、消費者の嗜好に合わせた最適な広告・販売促進を行うことにより、顧客がこれまでにない効果的かつ効率的なマーケティングを行うことができるようになるのです。また、当社は、「業界別営業体制」を採用することにより、業種別に業界・業種のプロフェッショナルである「人」と「技術」を用意し、どの業界の顧客企業にも最適なサービスを提供できるようにサービス体制も変更してまいりました。その結果、当社は、当初の平成18年度の経営目標売上高1,000億円を、1年前倒しの平成18年3月期において達成することができました。

当社は、この成果をふまえて平成18年度から始まる中期事業計画（以下「中期事業計画」といいます。）を策定いたしました。中期事業計画においては、“Marketing Chain Management”サービスを当社グループ全体に更に推進するとともに、国内のみならずアジアを中心とした海外でも積極的に事業展開し、平成22年3月期には連結売上高2,200億円・連結営業利益160億円の経営目標を達成したいと考えております。

また、中期事業計画を策定するにあたり、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件として取締役の任期を現行の2年から1年に短縮する

とともに、社外取締役2名を増員し、社内取締役9名と社外取締役3名にて取締役会を構成することにより、独立性の高い社外取締役による経営に対する監視機能の実効性をさらに強化いたします。加えて、内部統制制度の整備やE-Learningを用いた徹底したコンプライアンス教育等を通じ、コーポレートガバナンスの強化により一層努めてまいります。

なお、当社は、株主に対する利益還元についても経営の最重要課題の一つとして位置づけております。当社は、連結ベースでの業績に連動した配当性向を勘案した配当方針を有し、平成18年3月期末の配当金についても、前期比30円増配し、一株あたり70円とする予定であります。内部留保資金につきましてもは財務体質の強化を図るとともに、新規コンタクトセンター設備や情報システム等の設備投資にも活用し、当社サービスの拡大に対応すると同時にサービスの品質向上に努める考えであり、当社サービスとシナジーのある事業分野への新規投資やM&Aを通じて、当社事業の拡大とサービスの付加価値を高め利益を追求することにより、株主利益の拡大に努める方針です。当社は、これらの諸施策により実現される成長力・収益力の強化や企業品質の向上を通じて、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

2. 信託型ライツ・プラン導入の必要性について

以上のとおり、当社はこれまでに達成した成果をもとに、平成18年度以降の中期事業計画を策定し、引き続き当社の企業価値・株主利益を確保し、向上させるための施策を推進していく所存ですが、近時、わが国においては、新しい法制度の整備や企業文化の変化等を背景として、対象会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。

もとより、当社は、このような株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社が、”Marketing Chain Management”をより広く推進し、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、(i)コールセンター事業での長年の「実績」と「ノウハウ」、(ii)最新の「技術」、(iii)創意工夫を重んじる「企業文化」の下、これらの実績、ノウハウ、技術等を有機的かつ継続的に融合させていくことのできる「人」の存在、および、(iv)独立系企業としての強みを生かして構築された様々な顧客との間の安定的・長期的な信頼関係の維持等が必要不可欠であるところ、これらが当社株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上

させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

また、当社が、外部者である買収者からの買収の提案を受けた際に、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、各事業分野の有機的結合により実現され得るシナジー効果、その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上、当該買収が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響について十分な情報を入手し、タイムリーに判断を下すことは、必ずしも容易ではありません。

これらの事情に加え、当社の発行する株式は、今後その流動性を増す可能性も否定できないこと等を踏まえ、当社取締役会は、当社株式の大量買付が行われた際に、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を相当な範囲で抑止するための枠組みとして、信託型ライツ・プランを導入することにいたしました。

信託型ライツ・プランは、信託を利用することにより、所定の買収者の有する当社の株券等保有割合を希釈化させることのある新株予約権を予め発行し、買収者が出現した時点の（当社以外の）株主の皆様全員がこれを取得できるようにしておく仕組みです。

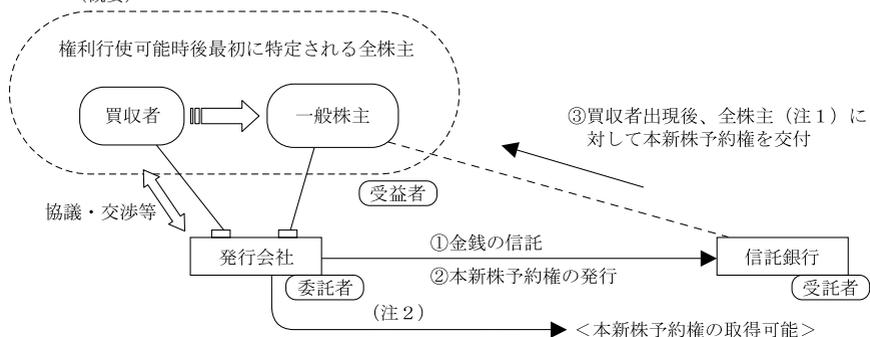
この仕組みが導入されることによって、当社取締役会は、買収者や買収の提案について株主の皆様が判断するために必要な時間や情報を確保し、また、当社経営陣の事業計画等や代替案を株主の皆様に表示する機会や時間を得ることができ、また、株主の皆様のために買収者と交渉することができるようになります。そして、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上するために必要かつ相当な場合には、信託型ライツ・プランを発動することがあります。他方、買収者は、当社取締役会に対して事前に行う買収の提案を行い、当社取締役会と交渉するインセンティブを有することになります。こうした買収の提案の検討、買収者との協議・交渉、その結果を踏まえた信託型ライツ・プラン発動の必要性の有無の判断等については、特に客観性・合理性を要するため、後述のとおり、信託型ライツ・プランの導入に際し当社経営陣から独立した社外取締役3名のみから構成される独立委員会を設置し、この独立委員会がこうした役割を担うこととしました。

以上の理由により、当社は、信託型ライツ・プランを導入することが、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上のために最も望ましいと判断するに至りました。なお、本新株予約権（下記3.（1）に定義されます。以下同じとします。）の行使に基づく新株発行に備えるため、第3号議案において株主の皆様のご承認を得た場合には、当社の発行可能株式総数を90,088,176株から150,000,000株とする変更を行い、その他所定の定款の変更を行う予定です。

3. 信託型ライツ・プランの概要

当社取締役会が提案する信託型ライツ・プランの仕組みの概要は次のとおりです。

(概要)



(注1) 買収者を含み、自己株式の保有者としての発行会社を除きます。

(注2) 発行会社は、委託者としての地位に加え、受益者としての地位も有しますが、信託財産を構成する本新株予約権については、信託契約上何らの権利も有せず、またこれを取得することはありません。

(1) 本株主総会の決議

当社は、本株主総会で、信託型ライツ・プラン導入のため、第3号議案(定款一部変更の件)が承認可決され、かつ、本議案において、特に有利な条件で募集する募集新株予約権(第一回信託型ライツ・プラン新株予約権)(以下、個々の新株予約権を個別にまたは総称して「本新株予約権」といいます。)について募集事項の決定がなされた場合には、下記(2)記載のとおり設定される信託の受託者としての住友信託銀行株式会社(以下「信託銀行」といいます。)に対して、本新株予約権を無償で発行いたします(本新株予約権の内容等の詳細につきましては、下記二、「本新株予約権の募集事項」をご参照下さい。)

(2) 信託の利用

当社は、本新株予約権の割当日までに、信託銀行との間で、当社を委託者、信託銀行を受託者とする金銭信託以外の金銭の信託契約を締結し、これに基づき信託(以下「本信託」といいます。)を設定します。本信託の受益者は、将来買収者が出現した後に特定される当社の株主の皆様全員(自己株式の保有者としての当社を除きます。)および当社となります。

当社は、上記(1)に記載したとおり、本株主総会における承認を条件として、本信託の受託者としての信託銀行に対して無償で本新株予約権を発行し、信託銀行は、信託契約において定められた信託事務の履行として本新株予約権を引き受け、その後本新株予約権を信託財産として、受益者のために管理します。

将来買取者が出現した場合には、信託銀行は、一定の手続に従って確定される本新株予約権の交付を受けるべき受益者に対して、法令等によって要求される所定の手続を経た上で、原則として、その保有する当社株式の数に応じて本新株予約権を交付することになります。

(3) 本新株予約権の主な内容

各本新株予約権は、その行使により当社の株式を原則として1株取得することができます。本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、行使価額変動日より前においては、所定の算式により将来算出される当社株式の時価の3倍に相当する価額とされており、行使価額変動日以後においては、当該時価の0.03%に相当する価額（1円未満の端数は切り上げるものとします。）となります。

本新株予約権は、本新株予約権の割当日の前後を問わず、所定の買取者が、特定大量保有者になったことを示す公表がなされた日から10日間が経過したとき、または、特定大量買付者となる公開買付開始公告を行った日から10日間が経過したときに、当該買取者およびその関係者等のいずれにも該当しない者のみがこれを行使できます。なお、当社取締役会は、本新株予約権細則（下記(4)に規定されます。）に従い、当社の株券等の取得または保有をしても当社の企業価値・株主共同の利益に反しない者を特定大量保有者や特定大量買付者に該当しないようにし、また、この10日間という期間を延長することもできます。

また、本新株予約権には、下記二、「本新株予約権の募集事項」1.(4)3および4に記載のとおり客観的な解除条件が設定されています。すなわち、本新株予約権は、所定の脅威が存しないと認められる場合や、脅威が存在する場合でも、本新株予約権を行使させることが当該脅威との関係で相当でないと認められる場合には、行使することができないものとされています。加えて、当社取締役会が買取に対する代替案を提案するなどした場合で、当該代替案が当社の支配権の移転を伴い、かつ、その他一定の条件が充足される場合にも、これを行使することができないものとされています。

当社は、これらにより本新株予約権を行使することができないと認められる場合、権利発動事由が発生しないようにする場合（下記二、「本新株予約権の募集事項」1.(4)1⑤をご参照下さい。）を除き、原則として、当社取締役会が別に定める日の到来日をもって本新株予約権を無償で取得しなければならないものとされています（下記二、「本新株予約権の募集事項」1.(7)1をご参照下さい。）。

また、本新株予約権の行使期間は、原則として、平成18年7月18日（火）から同21年6月30日（火）までの約3年間とされており、かかる3年経過後信託型ライツ・プランを継続する場合には、再度当社株主総会の決議を経ることが予定されています。

なお、上記に用いられる用語の定義および詳細については、下記二、「本新株予約権の募集事項」をご参照下さい。

(4) 新株予約権細則・独立委員会

当社取締役会においては、信託型ライツ・プランの導入に際し、当社取締役会の恣意的判断を排するため、別紙「本新株予約権細則の概要」に記載される内容を有する新株予約権細則（以下「本新株予約権細則」といいます。）を採択するとともに、この本新株予約権細則に従い独立委員会を設置することを決議いたします。

独立委員会は、当社経営陣からの独立性の高い社外取締役等のみから構成されます。また、独立委員会の決定は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとされています。

信託型ライツ・プランの導入当初における独立委員会の委員には、第4号議案でご承認をお願いする、吉岡大樹氏（現当社社外取締役・当社社外取締役候補者）、高尾吉郎氏（当社社外取締役候補者）および神山陽子氏（当社社外取締役候補者）がそれぞれ就任する予定です。なお、独立委員会の委員の各候補者と当社との間には特別の利害関係はなく、いずれの委員候補者も当社経営陣からの高い独立性を有しています。

(5) 買収者出現後の対応

当社に対する大規模な買収が開始され、独立委員会が本新株予約権細則の規定に従って本新株予約権の行使条件不充足、取得等を決定し、これを当社取締役会に対して勧告した場合には、当社取締役会は、実質的にこの勧告に従って会社法上の機関としての決定を行います。

所定の期間内に、本新株予約権を行使条件不充足としましたは無償で取得する旨の当社取締役会の決議がなされた場合等には、本新株予約権の受益者に対する交付は行われません。さらに、当社取締役会は、本新株予約権細則に従い、実質的に独立委員会の勧告に従って、かかる期間を延長することもできます。

他方、所定の期間内にこうした当社取締役会決議がなされない場合には、原則として、その際に特定される当社の全株主（買収者を含み、自己株式の保有者としての当社を除きます。）が本新株予約権の交付を受けるべき受益者として確定され、信託銀行からこれらの者に対して、本新株予約権の交付が行われます（ただし、前記(3)記載のとおり、買収者およびその関係者等は、原則として本新株予約権を行使できません。）。本新株予約権に係る新株予約権者（以下、個別にまたは総称して「本新株予約権者」といいます。）は、別途信託銀行を通じて交付される、当社所定の新株予約権行使請求書にその他の必要書類を添えて所定の払込取扱場所に提出し、かつ、本新株予約権1個当たり所定の行使価額に相当する金額を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権を行使することができます。

二. 本新株予約権の募集事項

1. 募集新株予約権の内容および数

下記の内容の本新株予約権75,000,000個

記

- (1) 本新株予約権の目的である株式の数
本新株予約権1個の目的である株式の数は、1株とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価額（以下「行使価額」という。）は、(ア)ある者が特定大量保有者（下記(4)1(i)に定義される。）になった日の翌日（以下「行使価額変動日」という。）より前においては、本新株予約権が行使される日（以下「行使日」という。）の属する月の前月の各取引日（終値のない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）（ただし、当社の株式分割、株式併合その他行使価額の調整が必要とされるような事由が行使日の属する月の前月に生じたとき当社取締役会が認める場合には、適切な調整が行われる。）を算術平均した額（以下「時価」という。）に3を乗じた価額（1円未満の端数は切り上げる。）とし、(イ)行使価額変動日以後においては、時価に10,000分の3を乗じた価額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。
- (3) 本新株予約権の行使期間
平成18年7月18日（火）から平成21年6月30日（火）までとする。ただし、下記(7)1および2の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権については、当該取得日の前日までとする。また、平成21年1月1日（木）以降同年6月30日（火）以前に権利発動事由（下記(4)2）に定義される。以下同じ。）が発生した場合には、当該権利発動事由が発生した日から6ヶ月間が経過した日までとする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
- (4) 本新株予約権の行使の条件
 - 1) 以下の用語は次のとおり定義される。
 - (i) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（証券取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される。以下同じ。）が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認める者を含む。）をいう。
 - (ii) 「公表」とは、多数の者の知り得る状態に置かれたことをいい、証券取引法第27条の23または第27条の25に定められる報告書の提出および当社が行う証券取引所の規則に基づく適時開示を含む。
 - (iii) 「共同保有者」とは、証券取引法第27条の23第5項に定義される

者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む（当社取締役会がこれらに該当すると認める者を含む。）。

- (iv) 「特定大量買付者」とは、公開買付け（証券取引法第27条の2第6項に定義される。以下同じ。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本(iv)号において同じ。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。以下同じ。）の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして証券取引法施行令第7条第3項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認める者を含む。）をいう。
- (v) 「特別関係者」とは、証券取引法第27条の2第7項に定義される（当社取締役会がこれに該当すると認める者を含む。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除く。
- (vi) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認める者を含む。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認める者をいう。「支配」とは、他の会社等の財務および事業の方針の決定を支配していること（会社法施行規則第3条第3項に定義される。）をいう。

なお、上記(i)および(iv)にかかわらず、下記①ないし⑤の各号に該当する者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとする。

- ① 当社または当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）または当社の関連会社（同規則第8条第5項に定義される。）
- ② 当社を支配する意図なく特定大量保有者となった者であると当社取締役会が認める者であって、かつ、特定大量保有者になった後10日間（ただし、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより特定大量保有者ではなくなった者
- ③ 当社による自己の株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定大量保有者になった者であると当社取締役会が認める者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）
- ④ 当社を委託者とする信託の受託者として本新株予約権をその発行時に取得し、保有している者（当該信託の受託者としての当該者に限り、以下「受託者」という。）
- ⑤ 当社取締役会において当社取締役会が別途定める新株予約権細則（以下「本新株予約権細則」という。）に従い、その者が当社の株

券等を取得または保有すること（以下「買収」という。）が当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと認める者（本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）が下記3)または4)の規定により本新株予約権を行使することができるか否かにかかわらず、当社取締役会は、いつでもこれを認めることができる。また、一定の条件の下に当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認める場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）

- 2) 本新株予約権の割当日の前後を問わず、一ないし複数の者が、(ア)特定大量保有者になったことを示す公表がなされた日から10日間（ただし、当社取締役会は、本新株予約権細則に従いかかる期間を延長することができる。）が経過したとき、または(イ)特定大量買付者となる公開買付開始公告を行った日から10日間（ただし、当社取締役会は、本新株予約権細則に従いかかる期間を延長することができる。）が経過したとき（以下、上記(ア)に定める事由と併せて「権利発動事由」と総称し、権利発動事由が発生した時点を「権利発動事由発生時点」という。）に限り、(i)特定大量保有者、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者、(iv)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v)上記(i)ないし(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または(vi)上記(i)ないし(v)に該当する者の関連者（以下、上記(i)ないし(vi)に該当する者を「非適格者」と総称する。）のいずれにも該当しない者のみが、本新株予約権を行使することができる。
 - 3) 上記2)の規定にかかわらず、ある者の買収に関し権利発動事由が生じた場合において、当該買収につき、(i)次の各号に規定する事由（以下「脅威」という。）がいずれも存しない場合、または(ii)一もしくは複数の脅威が存するにもかかわらず、本新株予約権の行使を認めることが当該脅威との関係で相当でない場合には、本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができない。なお、上記(i)または(ii)の場合に該当するかについては、本新株予約権細則に定められる手続に従い判断されるものとする。
- ① 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値・株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれがあること
 - (a) 当社株式を買い占め、その株式につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - (b) 当社を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
 - (c) 当社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (d) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高

配当をさせるか、一時的髙配当による株価の急上昇の機会を狙って髙値で売り抜ける行為

- ② 当該買収に係る取引の仕組みが当該買収に応じることを当社の株主に強要するものであること
 - ③ 当社株主もしくは当社取締役会が当該買収について十分な情報を取得できないこと、または、当社取締役会がこれを取得した後、当該買収に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間が存しないこと
 - ④ 当該買収の条件（対価の価額・種類、買収の時期、買収方法の適法性、買収実行の蓋然性、買収後における当社の従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含む。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適切であること
 - ⑤ 上記①ないし④のほか、当該買収またはこれに係る取引が当社の企業価値・株主共同の利益（当社の従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者の利益も勘案されるものとする。）に反する重大なおそれがあること
- 4) 上記 3)の規定のほか、ある者の買収に関し権利発動事由が生じた場合において、当社取締役会の提示または賛同する、当該買収とは別の代替案が存在し、当該代替案が当社に係る支配権の移転（特定の者が当社の総株主の議決権の過半数を保有することとなる行為をいう。）を伴う場合で、かつ、(i)当該買収が当社が発行者である株券全てを現金により買付ける旨の公開買付けのみにより実施されており、(ii)当該買収が上記 3) ① (a)ないし(d)に掲げる行為等により当社の企業価値・株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれがなく、(iii)当該買収に係る取引の仕組みが当該買収に応じることを当社の株主に強要するものでなく、かつ、(iv)当該買収またはこれに係る取引が当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれのないものである場合には、本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができない。なお、上記の場合に該当するかについては、本新株予約権細則に定められる手続に従い判断されるものとする。
- 5) 上記 3)および 4)のほか、適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に本新株予約権を行使させるに際し、(i)所定の手続の履行もしくは(ii)所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、または(iii)その双方（以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行または充足されたと当社取締役会が認める場合に限り本新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には本新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当該管轄地域に所在する者に本新株予約権を行使させるに際し当社が履行または充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行または充足する義務は負

わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者に本新株予約権の行使をさせることが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。

- 6) 上記 5)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i)自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家(accredited investor)であることを表明、保証し、かつ(ii)その有する本新株予約権の行使の結果取得する当社株式の転売は東京証券取引所における普通取引(ただし、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。)によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該本新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該本新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションDおよび米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行または充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(i)および(ii)を充足しても米国証券法上適法に本新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。
 - 7) 受託者は、受託者としての地位に基づき本新株予約権を行使することができない。
 - 8) 本新株予約権者は、当社に対し、自らが非適格者に該当せず、非適格者のために行使しようとしているものではないこと等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面を提出した場合に限り、かつ、下記(10)に規定する行使の方法等に従うことにより、本新株予約権を行使することができるものとする。
 - 9) 本新株予約権者が、上記 2)ないし 8)の規定により本新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該本新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。
- (5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
本新株予約権の行使により当社株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条に従い算出される資本金等増加限度額全額とし、資本準備金は増加しないものとする。
- (6) 本新株予約権の譲渡による取得の制限
本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が日本国外に所在する者であって、上記(4) 5)または 6)の規定により本新株予約権を行使することができない者(非適格者を除く。)であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。
- ① 当該管轄地域に所在する者による本新株予約権の全部または一部の譲渡に関し、譲渡人により譲受人が作成し署名または記名捺印した誓約書(下記②ないし④)についての表明・保証条項および補

償条項を含む。)が提出されていること

- ② 譲受人が非適格者に該当しないこと
- ③ 譲受人が当該管轄地域に所在しておらず、当該管轄地域に所在する者のために譲り受けようとしている者ではないこと
- ④ 譲受人が非適格者および③に定める当該管轄地域に所在する者のために譲り受けようとしている者のいずれかのために譲り受けようとしている者でないこと

(7) 当社による本新株予約権の取得

- 1) 当社は、ある者の買取に関し権利発動事由が生じた場合において、本新株予約権者が上記(4) 3)または 4)の規定により本新株予約権を行使することができないと当社取締役会が認めるときは、当社取締役会が別に定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得する。ただし、当社取締役会が、上記(4) 1) ⑤に従い買取者が上記(4) 1) ⑤に定める者に該当すると決定した場合は、この限りではない。
- 2) 上記 1)のほか、当社は、権利発動事由発生時点までの間、いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 合併、会社分割、株式交換、および株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、または株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生時点において行使されておらず、かつ当社により取得されていない本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社または株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。ただし、本新株予約権に代わる新たな新株予約権の交付に関し、以下の条件に沿う記載のある吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認に関する議案につき当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

- ① 新たに交付される新株予約権の数
本新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
- ② 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類
再編当事会社の同種の株式
- ③ 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1

株未満の端数は切り上げる。

- ④ 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
 - ⑤ 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、権利行使の条件、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金、組織再編行為の場合の新株予約権の交付および再編当事会社による当該新株予約権の取得
上記(3)ないし(5)ならびに(7)および(8)に準じて、組織再編行為に際して決定する。
 - ⑥ 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限
新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が日本国外に所在する者であつて、上記(4) 5)または 6)の規定により本新株予約権を行使することができない者（非適格者を除く。）であるときは、再編当事会社の取締役会は、上記(6) ①ないし④の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。
- (9) 新株予約権証券の発行
本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
- (10) 本新株予約権の行使の方法等
- 1) 本新株予約権の行使は、当社所定の新株予約権行使請求書に、行使する本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項（当該本新株予約権者が非適格者に該当せず、非適格者のために行使しようとしているものではないこと等の表明・保証条項および補償条項を含む。）を記載し、これに記名捺印したうえ、必要に応じて別に定める本新株予約権行使に要する書類および会社法、証券取引法その他の法令およびその関連法規（日本証券業協会および本邦証券取引所の定める規則等を含む。）上その時々において要求されるその他の書類（以下「添付書類」という。）を添えて、払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る本新株予約権の行使に際して出資すべき上記(2)の金銭を払込取扱場所に払込むことにより行わなければならない。
 - 2) 本新株予約権の行使は、上記 1)の規定に従い、行使に係る本新株予約権の新株予約権行使請求書および添付書類のすべてが、払込取扱場所に到着した時になされたものとみなす。
- (11) 法令の改正等による修正
上記で引用する法令の規定は、平成18年5月22日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

2. 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込み
本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
3. 募集新株予約権の割当日
平成18年7月18日（火）
4. 募集新株予約権の行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所
住友信託銀行株式会社 東京営業部
東京都千代田区丸の内一丁目4番4号
(ただし、同部が移転する場合は移転後の所在地とし、同部が統合、廃止等される場合は、業務を承継する同行本支店およびその所在地とする。)
5. その他
上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

本新株予約権細則の概要

当社取締役会が採択する本新株予約権細則の概要は次のとおりです。

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、本株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役または当社社外監査役であった独立委員会委員が、当該取締役または監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、実質的にこの独立委員会の勧告に従って、会社法上の機関としての決定を行う。なお、独立委員会の各委員および当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の権利発動事由の不発生または本新株予約権の権利発動事由発生時点の延期
 - ② 本新株予約権の行使条件不充足または本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - ① 買収提案の内容の精査・検討
 - ② 買収者との交渉・協議
 - ③ 代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ④ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・ 独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買収提案の内容を改善させるために必要があれば、直接または間接に、買収者と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会等の代替案の株主等に対する提示を行うものとする。
- ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。

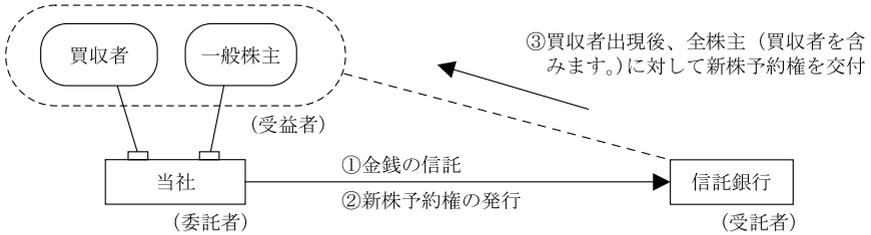
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・ 各独立委員会委員は、買収提案がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以上

信託型ライツ・プランに関するQ&A

Q.1 信託型ライツ・プランの仕組みはどうなっていますか。

A. 当社の信託型ライツ・プランの仕組みは、以下のとおりとなっています。



- ① まず、当社は、住友信託銀行株式会社（以下「住友信託銀行」といいます。）との間で信託契約を締結し、金銭を信託します。
- ② 次に、当社が、信託の受託者としての住友信託銀行に対して、新株予約権を無償で発行します。新株予約権は、買取者が現れて将来の当社株主の皆様へ交付されるべきときまで、信託財産として、住友信託銀行の手元で管理されます（新株予約権については、下記Q.4をご参照ください。）。
- ③ 買取者が現れて、新株予約権を株主の皆様へ交付することになったときは、これを住友信託銀行から直接、当社株主の皆様へ交付することになります。

Q.2 信託型ライツ・プランは、なぜ買収防衛策として機能するのですか。

A. 信託型ライツ・プランが発動され、買取者が実際に当社株式の20%以上を保有するに至った場合等には、新株予約権の行使（下記Q.7をご参照ください。）により、一般の株主の皆様は時価より格段に安い価額で、当社株式の交付を受けることができることとなります。

他方、買取者とその関係者は、新株予約権を受け取るものの、かかる新株予約権は買取者とその関係者がこれを有する限り、当社取締役会の承認なく、これを行使することができません。その結果、一方的に当社株券等の買収を強行しようとする買取者等は、その持分割合が低下し、持株の価値が減少する（いわゆる「希釈化」という危険に晒されることとなります。このような仕組みが用意されていると、買取者としては、こうした希釈化の危険を承知で敢えて買収を強行するよりは、信託型ライツ・プランが発動されないように、事前に情報開示等を行ったり、当社との協議に応ずるよう動機付けられると期待されます。

このように、信託型ライツ・プランは、一方的に買収を強行してくる買取者に不利益を与える道具を準備しておくことで、こうした一方的な買収を防止し、株主の皆様が買収に応じるべきか否かを判断するために必要な時間や情報を確保したり、当社が株主の皆様のために買取者と交渉を行う機

会を作り出すという効用を有し、そういった意味で買収防衛策として機能するものと期待されます。

Q.3 敵対的買収に対する防衛策として、信託型ライツ・プランを採用する理由は何ですか。

- A. 敵対的買収に対する防衛策としては、信託型ライツ・プランのほか、事前警告型防衛策（買収者が従うべき一定の手続を定め、これに違反した買収者や企業価値を明白に侵害する買収者に対して対抗措置を取ることがある旨を公表し、事前に警告しておくタイプの買収防衛策）など、様々な方策が議論されているところです。

これらのうち、信託型ライツ・プランは、その導入にあたって、また、有効期間経過後に信託型ライツ・プランを再度導入する場合にも、必ず株主総会の特別決議を経ることが予定されており、株主の皆様の意思をより適正に反映できるように設計される点に特徴があります。

当社取締役会は、こうした特徴に加え、予め有利発行決議をしておくことによる法的安定性、信託型ライツ・プランの具体的内容が当初より明確かつ合理的に設計され、株主・投資者に十分な開示がなされること等の事情を踏まえて多面的・総合的に検討した結果、現時点で当社が採用すべき買収防衛策の手法としては、信託型ライツ・プランが最も適切な選択肢であり、これを採用することが、当社や株主の皆様の利益のために最も望ましい方策であると判断するに至りました。

Q.4 新株予約権とは何ですか。

- A. 新株予約権とは、それを有する者が会社に対してそれを行行使したときに、会社から株式の交付を受けることができる権利です。

信託型ライツ・プランにおける新株予約権は、信託型ライツ・プランが株主共同の利益に資する範囲で利用されるよう、行使できる条件、行使できる期間等が合理的に定められています（その詳細な内容については、招集通知添付の参考書類中、第7号議案の二、「本新株予約権の募集事項」をご参照下さい。）。

Q.5 信託型ライツ・プラン導入後に買収者が現れたときはどうなりますか。

- A. 当社株式の20%以上の買収が行われる場合等には、独立委員会が、買収提案の内容について情報収集を行い、必要があれば買収者との間で交渉を行います。

その結果、買収提案が、当社の企業価値・株主共同の利益を害しないものであると認められる場合には、当社は、新株予約権を無償で取得する等の方法によって、信託型ライツ・プランが発動しないように決定します。この場合には、新株予約権は、株主の皆様に交付されることはありません。他方、買収提案について、上記のような決定がなされない場合には、原則として権利発動事由が発生し、一定の手続を経て、住友信託銀行からその

時点の当社株主の皆様に対して、新株予約権が交付されることとなります。また、当社は、さらに十分な情報収集や交渉を行う必要がある場合には、信託型ライツ・プランの発動を留保し、その権利発動事由の発生時点を延期することもあります。

Q.6 保有割合20%以上となる買付を信託型ライツ・プランの対象にした理由はなぜでしょうか。

- A. ISSなどの国内外の機関投資家の議決権行使ガイドラインなどを参考に、当社企業価値・株主共同の利益に対する脅威となり得る買収の規模の合理的な基準を設定致しました。

Q.7 誰が、どれだけの新株予約権を受け取ることができるのですか。新株予約権を受け取った株主は、どうすればよいのですか。

- A. 当社の信託型ライツ・プランでは、将来の買収者出現後に特定される当社株主の皆様に対して、その保有する当社株式の数に応じて、1株当たり1個の新株予約権が交付されることとなります。

買収者等以外の将来の当社株主の皆様は、買収者出現後に交付する新株予約権行使請求書に必要事項を記載の上、法令等上要求されるその他の書類等（その詳細については、後日お知らせします。）を添えて払込取扱場所（住友信託銀行東京営業部）に提出し、かつ、所定の行使価額（その金額については、上記Q.4をご参照下さい。）に相当する価額を払い込むことによって、1個の新株予約権につき1株の当社株式が発行されることとなります。

なお、こうした新株予約権の行使にあたっては、株主の皆様は、ご自身が買収者およびその関係者でないことを誓約する旨の書面等をご提出いただくことがあります。かかる書面が必要な場合には、別途当社からご案内申し上げます。

Q.8 信託型ライツ・プランの合理性について説明してください。

- A. 当社の信託型ライツ・プランは、以下の表に記載された特徴を有しており、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資する目的を有し、合理的なものと考えられます。

項目	当社の買収防衛策の特徴
株主意思	導入と更新に株主総会における特別決議（3分の2）が必要。
独立委員会による判断	<ul style="list-style-type: none"> ・独立性の高い社外取締役（選任予定）3名のみより構成される独立委員会が新株予約権の行使条件の不充足等を判断する予定。 ・防衛策が必要かつ相当な範囲でのみ限定的に用いられるよう、詳細な行使条件および取得事由の設定（防衛策解除のための客観的要件の明確化）。 ・独立委員会が買収者との交渉や信託型ライツ・プランの発動の是非の判断を行うための手続・判断基準等は、新株予約権細則（その概要については、招集通知添付の参考書類中、第7号議案の別紙「新株予約権細則の概要」をご参照ください。）によって予め明確に規定され、開示。
トリガー基準	20%以上
有効期間 (サンセット条項)	<ul style="list-style-type: none"> ・3年 ・更新する場合には、別途株主総会の特別決議が必要。
取締役会の構成	取締役全12名中、3名が独立性の高い社外取締役（本定時株主総会における選任予定）。
取締役の任期	1年（本定時株主総会で変更予定）
目的・発動要件・手続等についての情報開示	プレスリリース、株主総会の議案・参考書類・Q&A、および株主総会において十分情報開示を行う予定。
他の買収防衛策 (期差任期制等)	なし
デッド・ハンド性	なし（委任状勧誘合戦の結果、多くの株主の支持を得て選任された取締役によって構成される取締役会も、新株予約権を無償で取得することが可能）
招集通知の発送	株主総会の期日の3週間以上前に行う予定

Q.9 信託型ライツ・プランが導入された後、その発動を止めることはできるのでしょうか。

- A. 信託型ライツ・プランが導入され、新株予約権が信託銀行に対して発行された場合であっても、当社は、信託型ライツ・プラン発動までの間いつでも、新株予約権を無償取得することで、信託型ライツ・プランを廃止することができます。
- また、買収が企業価値を向上させるものである等の理由により新株予約権の行使ができないとされる場合には、原則として、新株予約権を無償取得し、信託型ライツ・プランの発動を止めなければならないこととされています。このように、信託型ライツ・プランが導入された場合でも、信託型ライツ・プランを廃止したり、その発動をとめることができる仕組みとなっています。

Q.10 信託型ライツ・プランの新株予約権の行使の条件の中で、適用ある外国の法令上、新株予約権の行使にあたり所定の手続等が必要とされる外国居住者も、原則新株予約権を行使することができないとされていますが、外国居住者は信託型ライツ・プランにより不利益を被るのでしょうか。

A. まず、外国居住者である株主の所在する国において、適用法令上信託型ライツ・プランにおける新株予約権の取得や行使に際して証券の登録義務等の所定の手続が存しない場合には、かかる外国居住者も新株予約権を行使することができます。

また、当該外国居住者の株主の所在する国において、適用法令上信託型ライツ・プランにおける新株予約権の取得や行使に際して証券の登録義務等の所定の手続が課される場合であっても、適用除外規定が利用できると認められる場合（例えば、米国1933年証券法ルール501(a)に定義される適格投資家（accredited investorが同法Regulation D等の要件を充足する場合）などは、原則として新株予約権を行使することができます。

Q.11 新株予約権の行使価額について説明してください。

A. 信託型ライツ・プランのために今回発行する新株予約権の行使価額（交付される当社株式1株当たりの額）は、買収者等が実際に当社株式の20%以上を保有するにいたるまでの間は一定の算式に従い将来算出される当社株式の時価の3倍とされ、その後はかかる時価の0.03%（1円未満の端数は切り上げるものとします。）に相当する金額とされています。買収者等が実際に当社株式の20%以上を取得する前においては、新株予約権の行使には当社株式の時価より高い価額を支払う必要があるとするのが合理的である反面、買収者等が実際に当社株式を20%以上取得した場合には、時価より格段に安い価額で行使できるとするのが信託型ライツ・プランの趣旨に整合的であるため、このような設計にされています。

Q.12 信託型ライツ・プランの導入によって株主はどのような負担を負うのでしょうか。

A. 信託型ライツ・プランの導入当初には、株主の皆様にご負担はありません。

買収者出現後、信託型ライツ・プランが発動されたときは、買収者等以外の将来の当社株主の皆様には、新株予約権が交付されることとなります。上記Q.11のとおり、新株予約権の行使価額（交付される当社株式1株当たりの額）は、買収者等が実際に当社株式の20%以上を保有するにいたるまでの間は一定の算式に従い将来算出される当社株式の時価の3倍とされ、その後はかかる時価の0.03%（1円未満の端数は切り上げるものとします。）に相当する金額とされていますので、新株予約権の行使をする場合には、このような行使価額に相当する金額のご負担をお願いすることとなります。

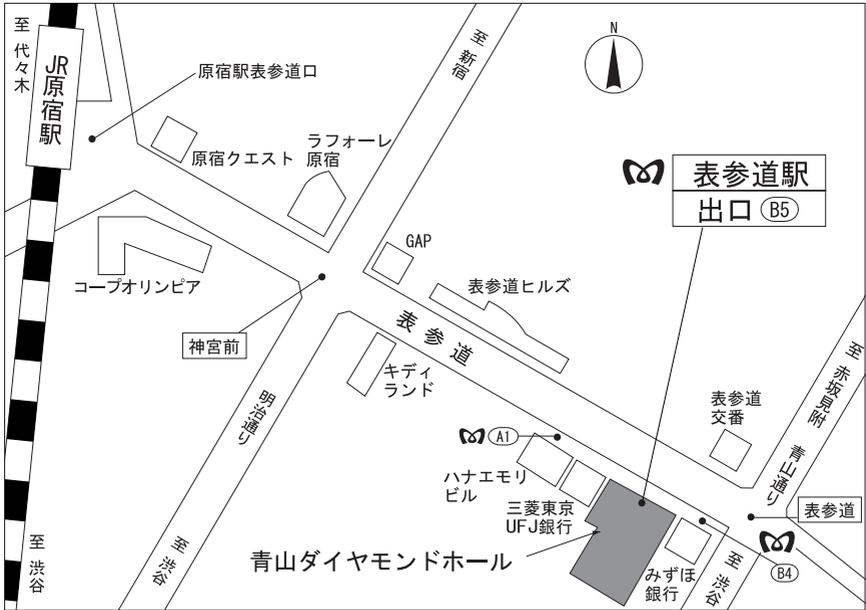
以上について、ご質問等がおありの際は、下記の当社担当部署までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 当社経理財務本部 Tel. 03-4363-1111

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区北青山三丁目6番8号
青山ダイヤモンドホール1階 ダイヤモンドルーム
電話 (03) 5467 - 2111



<交通のご案内>

東京メトロ銀座線・半蔵門線・千代田線表参道駅B5出口直結
JR山手線原宿駅表参道口下車徒歩15分
(駐車場(有料)には限りがございますので、ご来場には公共交通機関をご利用ください。)